

令和3年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和3年6月10日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和3年6月10日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年6月10日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年6月10日 15時48分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	×	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	副町長兼 商工観光 課 長 事務取扱	青柳良明	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
	参 事 兼 総務財政 課 長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
	税 住 民 課 長	石原千明	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	松 本 俊 清		3 番	由 本 好 史		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第2回笠置町議会会議録

令和3年6月4日～令和3年6月10日 会期7日間

議 事 日 程 (第2号)

令和3年6月10日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年6月第2回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

杉岡議員から都合により欠席届が提出されましたので、御報告申し上げます。

なお、本日は写真撮影等の申請があり、許可しましたので、申し添えます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にしてください。一般質問は通告制ですので、通告書に記載していない質問及び関連質問は許可いたしません。

3番議員、由本好史議員の発言を許します。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議長のお許しをいただきまして、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

5月23日に、65歳以上の方々に第1回目の新型コロナウイルスワクチンの集団接種が行われましたが、対象者は何人で、何人の方が申込みをされ、何人の方が接種を受けられましたか。

また、ワクチンはどれだけの数量が笠置町に供給されたのか。

シリンジは1瓶何回分取れたものを用意されたのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、対象者の方ですが、669名です。これは令和3年の3月末現在でございますが、669名。申込みをされましたのが579名。集団接種後の個別対応の分も含めまして、現在567名の方が1回目の接種を終わられております。

ワクチンの数量でございますが、2箱分いただいております。1箱につき195バイアルが入っておりますので、195掛ける2ということでワクチンを確保しているところでござ

います。

また、シリンジにつきましては、1回目の一箱分のシリンジは、1瓶から5回分取れるシリンジが国のほうから供給されております。2箱目につきましては、1瓶から6回分取れるシリンジが国のほうから供給されているところでございます。ただ、供給以降、6回目のシリンジ等を確保できるような状況になってきましたので、それとは別で、町のほうで7回取れるシリンジを別枠で確保しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

他の自治体でワクチンの希釈ミスや再凍結等でワクチンを廃棄した例が報道されておりましたが、笠置町で65歳以上の方に第1回目のワクチン接種を終え、副反応等何か問題はなかったのでしょうか。廃棄したワクチンはありませんでしたか。

また、南山城村では村タクを運行して、家まで送迎をされたと報道されておりましたが、笠置町では、家まで送迎しなければいけない人はおられませんでしょうか。

2回目のワクチン接種に向けて、何か改善点とかございますか、お伺いたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1回目の集団接種時のワクチンの廃棄があったかどうかにつきましては、余った分につきましては、町内の64歳以下の方のヘルパーをされておられる方にちょっと声をかけさせていただいて、有効に活用させていただいたところでございます。

また、家までの送迎等につきましては、集団接種の申込み時に、接種会場に行けない方は御相談くださいという御案内はさせていただいた中で、そういった相談があった方につきましては、町医の先生と相談いたしまして、訪問接種、往診で対応させていただいているところでございます。

また、副反応につきましては、町民の方と話している中では、ちょっと接種部位の痛みがあったよとかという話は聞きますけれども、コールセンターなり町のほうにそういった相談等は、1件もございませんでした。重篤な副反応があったという話も聞いていないところでございます。

また、改善点につきましては、受付なりでちょっと待っていただく時間等ございます。なかなか時間より皆さん少し早めで来ていただいていますので、なかなかちょっとそこは難し

いところかなと思うんですが、密にならないような状況をつくっていききたいというところで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そういった改善点があるようでしたら、今後の接種に活かしていただきたいと思います。

それと、5月24日から個別接種が始まったと報道されております。24日からは往診とデイサービス、さらに、25日からはドライブスルーを加えた3方式で個別接種が実施され、ワクチン1瓶当たり5回分が取れるシリンジを使用したというようなことで、そういったところでワクチンが余らないように人数を調整して、24日以降の平日に行うと報道されておりましたが、この個別接種の予約はどのようにされたのか、何人の方が申込みをされ、3方式それぞれ何人の方が接種をされたのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

個別接種につきましては、個別接種の予約という形で受け付けさせていただいたわけではございません。あくまで集団接種の御案内のときに、当日会場に来ることがなかなか難しい方、日程が合わない方については御相談くださいと御案内させていただいていた中で、御相談があった方につきましては個別の対応という形でさせていただいたところでございます。

それぞれの内訳でございますが、デイサービスセンターで受けられた方が33名、往診で受けられた方が15名、車のドライブスルーで接種された方が15名となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

65歳以上の方々の2回目の接種が6月13日に予定をされておりますが、もし体調が悪い等でキャンセルをされた場合、2回目の接種はどうなるのでしょうか。

それと、65歳以上の方が集団接種や個別接種で接種をされなかった方が今後接種を希望された場合、どのようにしたらよいのでしょうか、お伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、2回目の6月13日の接種のときに、体調悪くてキャンセルされた場合の取扱いにつきましては、1回目で先ほど申しました個別で接種されている方も、6月13日以降にまた個別で接種という形になりますので、そこで対応させていただきたいなというところで考えております。

また、1回目の集団接種受けられなかった方の今後受けたいとなった場合の対応でございますが、今回、12歳以上の方の接種の御案内をさせていただくときに、65歳以上で受けられなかった方についても再勧奨という形で、申込みできますよという形で通知はさせていただいております。そこで受けていただくというのがまず1つございます。そこでも笠置町の日程、また南山城村会場の日程がつかない場合につきましては、また町医の先生と相談して、個別に対応できるような形で調整できればなということ考えているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

接種を希望される方のまた対応につきましては、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、12歳以上65歳未満の方の新型コロナウイルスワクチンの接種についてお伺ひしたいと思います。

伊根町では、重症化を避けるため、早期にワクチンを行き渡らせるため、7回の接種できる注射器を使用して接種を行っていて、16歳以上65歳未満を対象にした接種を6月6日から、前倒しをいたしまして5月30日に始め、対象を12歳から15歳に拡大をされ、6日から接種をされたと報道されております。

また伊根町では、12歳から15歳のワクチン接種については、接種に反対する電話等が町外から殺到したと報道されておりました。12歳から15歳の方へのワクチン接種について、メリット、副反応等の情報を周知する必要があると思います。12歳から15歳の方は何名おられて、抗議の電話等ありましたでしょうか、お伺ひいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回、12歳以上の対象になられる方全員が505名おられます。その中で、12歳から15歳の方の対象につきましては、15名おられるという状況でございます。

伊根町のような抗議の電話という話でございますが、2日ほど前ですかね、1件、国が接

種できるということで決まったからって、そのまま接種していいのか、どう判断しているんだというような内容の電話が1本ございました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町は、12歳以上65歳未満の方に1回目を7月4日に、2回目を7月25日に接種をすべく、接種券を送付されました。対象者は今、505名ということですかね。接種を希望される12歳の方の接種は7月25日に終わると、全町民の接種が7月25日に終わると予定ですが、これで12歳以上の全町民の接種希望者の接種が終わるわけですが、ワクチンはこれで余るのでしょうか。笠置町の職員の多くが町外に居住をされ、数名が新型コロナウイルスに感染されました。職員の方々は住民と接する機会が多く、住民の安全・安心を守るため、住民票所在地以外の接種、町職員や学校の先生など、そういった方の接種も必要だと思います。加藤官房長官は1日、職場や大学で接種券が届いていなくても21日から接種をすると述べられておりましたが、住民票所在地以外の接種、職員等の在勤の方の接種をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

64歳以下の方の接種がどれだけ申込みあるかというのがまだ確定していない状況でございますので、ワクチンがどれだけ余るかというところは、まだちょっと未確定のところがありますけれども、ワクチンの使用期限が今確保できているワクチンの期限が8月末となっております。使用期限を勘案しながら、ワクチンの残量、集団接種終わった段階でのワクチンの残量と使用期限を見ながら、町職員なり、今お話のありました方々については、一定、優先順位もちょっと考えながら、廃棄するような状況にならないような形で打っていければなというところで、ちょっと今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

町は当初から、その1瓶で6回ないし7回の接種できるシリンジを確保して、早期にワクチンを全町民、全町に行き渡らせる必要が、努力をすべきだったと思います。7日の新聞では、7回用のシリンジを購入し、接種枠を広げると報道されましたが、6月13日の接種には、その7回分のシリンジというのは間に合うんでしょうかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

7回取れるシリンジにつきましては、もう今確保できている状況でございます。

1, 200本確保しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そして、ワクチンの副反応が1回目の接種より2回目の接種のほうが強いと心配されている方がおられますし、特に若い年代で女性の方に副反応が出やすいとされておりますので、情報公開、適切な処理ができるようお願いいたします。

情報公開、周知につきましては、防災無線では聞き取れない場合が多く、以前から提案しております昼間等、町のテレビの有効活用をお願いいたしたいと思います。ワクチン接種が安全で早期に町民の方々に行き渡らせるため、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

町テレビの活用につきましてはどのようにお考えか、お伺ひいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前もお話の中で、由本議員からテレビ活用してはどうかということで、お話いただきました。現在、昼間の時間を活用させていただきまして、13日の予防接種の予定や持ってきていただきたいもの等を流させていただいているところでございます。また集団接種が終わりましたら、副反応が出た場合の対応等についても流させていただく予定としているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 昼間もそのテレビで流されているということなんですが、そういったあたりのまた周知もされているのかどうかというのがちょっと疑問に思うんですけれども、そのあたりのまた周知もお願いしたいと思います。

なかなか、テレビを見ますと、昼間の川が映っているだけというようなこと、かなりもっ
たいないのかなということを思っておりますので、フリップでもですね、今、ちょっとどう
いう状況でされているのか分からないですけれども、その活用、そういった情報提供につき
ましては、よろしくお願ひしたいと思いますので、これでこの分の質問は終わらせていただ

きまして、次に、新型コロナウイルス感染対策の地方創生臨時交付金についてお伺いしたい
と思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては以前、1次・2次の笠
置町の交付限度額が1億218万7,000円の限度額と答弁されておりましたが、どれぐ
らい執行されたのか、また3次はどのようなになっているのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさ
せていただきます。

令和2年度末の交付限度額残につきましては、2,306万円となっております。今回、
6月補正におきまして交付金の348万8,000円を充当するよう予算計上させていただ
きましたので、現在の残額といたしましては、1,957万2,000円となっております。

使途といたしましては、集会所等のトイレ、空調等の改修、それから庁舎の電話改修工事
に充てております。また給付金事業、子育てであつたり事業所であつたりに対する給付金等
に執行しております。

今後、残りの1,900万円程度につきましては、各課からまた事業提案を求め、6月議
会でも御指摘いただきましたほかの各施設につきましてはのコーティング等も検討していきた
いと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

先ほどお話がありましたその繰越事業ですね、その部分のトイレの改修なり役場の電話の
交換機、このあたりの事業の施行状況はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさ
せていただきます。

庁舎の電話交換機につきましては、6月から耐震改修に入りますので、そのタイミングに
合わせまして工事の終了といたしますか、3月、電話工事のめどがついた時点で事業となりま
す。

ほか、避難所のトイレ改修等につきましては、繰越しをさせていただきまして、早い段階
で改修等実施するように、今、担当のほうで進めているところです。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

特にこの繰越事業につきましては、早く執行すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、以前、給付金につきましては、個々の事業者の話まで聞いていないと、把握していく必要があると、商工会と連携を取りながら、中小の商工業者の支援を今後の課題であると答弁されておりましたが、どのように進んでいるのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、笠置町内の各事業者様と実情を細かくやり取りするということがなかなかできませんでした。今回、昨年度に処置いただきました笠置町の事業継続応援給付金、1件当たり35万円。予算措置といたしましては、100件分予算措置をしていただきました。この作業につきましては、商工会に加わっていただく、組織に加わっていただいて、まず商工会員さんの実情を的確に把握していこうということで、かなり細かく商工会を通じた実情把握をしていただきました。ただ、私共は、商工会非加盟の方々もいらっしゃるということで、その情報収集をいろんな方々のお力添えを得て情報収集させていただき、結果的に、商工会員の方52件、そして商工会員非会員の方12件、合計64件の方々に給付金の給付をすることができました。非加盟の方々に関しましては、地域の方々からの情報提供であったり、また商工会の関連する事業者様からの情報提供があったりで、直接私共もそういった方々に連絡を取らせていただいて、実情をお聞きし、給付の手続きを取っていただいたという経過でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

事業者の方々、大変苦慮されていると思います。また、こういったことで事業のほう、なるべく積極的に進めていただきますよう、よろしく願いをいたしておきます。

次に、豪雨対策についてお伺いをいたします。

近畿地方など観測史上最も早く梅雨入りをし、警戒が必要な大雨シーズンに入っております。早く梅雨入りしたからといって、早く梅雨が明けるわけではなく、豪雨リスクが高まっております。新型コロナウイルスの感染拡大や記録的な早さだった梅雨入りの影響を念頭に、例年どおりの対応では通用しないと言われております。夜間や休日でも緊急連絡体制をしつ

かりと確保し、初動に支障がないように徹底される必要があります。改正災害対策基本法が5月20日に施行され、ガイドラインが改正され、町民の方々に運用変更の周知やハザードマップの提供を早急にしなければなりません。ガイドラインは6月広報れんけいで掲載をされておりますが、より一層周知をする必要があります。町民の方々にはハザードマップ等で情報を把握していただき、早めに避難をしていただく必要があります。

そこで、笠置町は、新型コロナウイルスの感染拡大防止等、避難所の整備、避難の初動に支障がないように、どのように対応されるのかお聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問お答えさせていただきます。

議員にも言うていただきましたように、今月、6月号の広報れんけいのほうで、ガイドラインの変更については住民の皆様にも周知させていただいたところですが、れんけいだけでは難しいというも分かっているところがございます。

ハザードマップにつきましては、こういう改定もございまして京都府のほうの情報提供のほうもありましたので、現在、作成中となっております。8月末には製本が完成するのではないかという見込みで現在進めております。うまくいけば、9月の広報のほうに各戸に配布させていただけたらと思っております。見ていただきましたら、見ていただいた中で、ホームページであったり防災無線、また、現場の消防団員さんも含めた中での何かしら対応が必要ではないかというふうに考えております。

避難所につきましても、今、こういう状況で、コロナの感染拡大の防止に当たる必要がございます。庁舎の耐震改修等がございますので、そういうことで影響が出ないように、今、担当者のほうとも、どのような取組が一番いいのかというところを話しているところがございます。避難所につきましても、いろんな対策、マニュアル等も作成した中で進めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この前の第2号の補正予算でも、その新型コロナウイルス感染症の防止対策として、抗菌、抗ウイルスコーティングを施工するとのことでしたが、避難所の新型コロナウイルス感染症の防止対策はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

避難所につきましては現在、パーティション等も購入しております、そこらで密を避けるような状態にはしたいと思っております。昨年度の空調であったりというところが、ちょっとできているところもないところもございますので、換気等を十分にした中でマスク、消毒等、施設のほうに、避難があった場合は職員がつく形で対応できたというふうに思っております。

抗菌コーティングにつきましても、今回の補正予算のほうでは避難所全て網羅したものではありませんでしたので、今後、ちょっとそういう中では、早急に現状の予算であったりほかの施設の見積もり状況であったりというものを勘案した中で、対応できる中でやっていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また台風シーズンを控えまして、また避難所を活用することがあるかと思っておりますので、そのあたりのまた対応をよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、以前から急傾斜地の整備といひますか、以前、副知事が視察に来られた箇所について、不要木、雑草等の事業等京都府に要望されていることと思ひますが、どのようになっているのか。こういった時期になりますと、豪雨リスクが高まっている中、住民の方々は大変不安に思っておられると思ひますので、経過はどのようになっているのか住民の方々に情報公開をしていただく必要があると思ひますが、いかがですか、お伺いをいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘の箇所につきましては、京都府におきまして令和2年度から対策事業に着手され、現時点において、測量、用地調査を完了したと報告を受けております。

現在、斜面崩壊を防止する構造物の設計を進められており、設計ができ次第、地元関係者に計画を説明すると伺っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やっぱりこういう台風シーズンになりますと、特に住民の方々は大変不安に思っておられると思ひますので、またそのあたりの情報提供なり説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

近年の豪雨災害は、台風以外にも長時間にわたりまして大雨を降らせる雲がかかり続ける線状降水帯が大きな被害をもたらしております。ガイドラインが改正された5月20日には、梅雨前線の活動が活発化し、警報が発令されたところです。住民の方々にも危機意識を持って、命を守る行動をしていただく必要があります。そのためにも速やかに周知をしていただき、適切な避難の呼びかけをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

次に、5番議員、坂本英人議員の発言を許します。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、空き家の状況についてですけれども、当初予算にて空き家の整理等に昨年度より予算が増額されましたが、現在、進捗状況はいかがになっているのでしょうか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度の予算措置として、空き家の流動化、あるいはこの空き家を貸していただけるような状況をつくるために、荷物をどう整理したらよいか、そういう課題をお持ちであるということで、1件当たり30万円の予算措置をさせていただいております。そのための要綱というものを、令和3年5月28日に要綱を制定させていただきまして、告示をするということで今準備を進めております。その前に、空き家のほうの意向確認のために地域おこし協力隊員がポスティングを行い、そしてまた、反応があったところに対しては戸別に訪問し、さらに今年度からは、そういう不動産、あるいは空き家に精通した民間の方の応援を得て、地道な取組もさせていただいているという状況でございます。可能な限りこの30万円を活用いただき、空き家バンクに登録いただけるよう私共も支援をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

5月28日に要綱を作成したと。

副町長、こういうのって、予算編成するじゃないですか。もちろん、通る予算を予算編成していると思うんですけども、こういう要綱は同時にもう策定しといても、べしなんちゃ

うんかなと思うんですよ。じゃないと、4月に予算が使えるようになったときには、まだその予算が使える手だてがないと。またこれ行政のスケジュールリングが遅くなりますよね。ほいで今現在、もう6月やと。6月末にこの要綱が策定できた。今から走り出そうと思っていますというのは、ちょっと僕で言うと、うーんと思う部分があるんです。やっぱり職員もいろいろ仕事抱えながらやとは思いますが、これ当初予算のときも、賛成討論の中でも前向きな予算やと、この笠置町の現状の中で増額はすごい素晴らしいことだという賛成討論もあったと思うんですよ。だから、そういう事業に対してすぐスタートできないというこの現状はなぜなのか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、こういう予算がもう既に予算が計上できるというふうに確実な状況の中で要綱制定をしてもよいというように、ルールにはなっております。今回、それができずに5月28日になってしまったというのは、誠に私共の事務の処理が遅れているということに尽きます。改めておわびを申し上げます。

こういうものが議会で議論いただきまして通ったということについて、町民の方々に事前に当然アナウンスはするんですけども、それも期待をしていただき、空き家バンクに登録しようかなというような御意向も、何件かお聞きをいたしました。ただ、正式に、この规则的に公募ができます、このような手続を取ってくださいというふうなことをアナウンスするのが5月28日になってしまったというのが事実でございます。原因と言われましても、本当に申し訳ございません。事務処理が遅れたということに尽きまして、そういう認識が甘かったということをお反省させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

仕事のやり方といいますか、昨日も、京都新聞のほうにこの間の問題の記事も書かれていましたけれども、その中で、笠置町の体質というか、仕事のやり方、目標、目的のつくり方、政策の実行、そういう部分において、やっぱりこういうふうに出てくると。これ町長に肝煎りの政策やという中でやっぱり予算組んでいるんやったら、やっぱりそれをみんなで成し遂げるといって形をつくらないと、町もなかなか前向いて進まへんのちゃうかなと思うわけで

すよ。現状できていないということなんで、これ以上質問してもというところもありますんで、その目的達成のために、どこが目的達成なのかということをやっぴりみんなで共有して、これからの事業に努めていっていただきたいなと思います。

続きまして、観光についてお伺いいたします。

観光ごみについてなんですけれども、キャンプ場の閉鎖に伴い、町内河川敷において、キャンプやバーベキューなどの来町が見られます。5月のゴールデンウィークで木津川の上流、町内の上流、潜没橋の辺りでバーベキューごみが確認されました。僕、同級生から連絡いただきまして、現地に駆けつけて、ごみはどこまで行っても名前が書いていないので、犯人を特定したりとか個人を特定するということまでは至らなかったんですけれども、それなりの量のごみが不法投棄されてありまして、その辺りでバーベキューしていた若者たちに声をかけて、これってそうじゃないみたいな話をしたんですけれども、いや、違いますと、自分たちのごみは持って帰りました、それで終わりました。

これ、毎年このシーズンになってくると、僕、こういう質問させていただいているんですけれども、現行、これよくならないのは何でなんかなど。町として、これ地域課題としては考えていないのか。東部区の区長さんのほうからも、ゴールデンウィークのときはバリケード立ててくれみたいな要請はあったかと思うんですけれども、ゴールデンウィーク終わった後、またそのバリケード取ってありましたし、安易に車が入れるようになっている。これ毎年、毎年同じことを質問させていただいているんですけれども、これよくならないのはなぜなのか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

よくならないのはなぜなのかという御質問だったと思います。

昨年のキャンプ場の閉鎖された際に、飛鳥路の潜没橋付近及び笠置大橋の下でごみが放置されていたという事実は、承知しております。その際、東部区の住民さん方で片付け、あと、議員さんも含め片付けていただいたということも、承知しております。

今年のキャンプ場の閉鎖に伴い、今年もまたごみが放置されることが予想されるために、商工課のほうで、河川の管理をしていただいている国土交通省へ対策の依頼をしていただきました。その結果、河川への立入り自体は禁止することができないために、ごみは持ち帰りましょうという看板の設置を2か所していただいたとお聞きしております。

ですが、それにもかかわらず、ゴールデンウィーク明けにこの大量のごみが放置されてお

り、今年も東部区長さんを初め、議員さん、住民さんで片付けていただき、そのごみの分別収集、その日に合せたごみの排出をしていただいたのを、実際、収集ごみを見に行かせていただいて、すごく御迷惑をおかけしたなと思っております。

町としましては、管轄をしている国土交通省にその旨お願いし、立入り禁止はできないけれども、看板の設置を今回はしていただいた、しかし不法ごみについては、その後のごみの回収も含め、具体的な案とかいうのは出ていない状態です。今後もこれは続くというふうに思っておりますので、どういった対策ができるのかというのは、私の今の現在の認識度とか経験不足から即答はできませんが、今後に向けて、不法投棄のパトロールの強化をお願いしたりとか、そういう公用車での不法投棄防止の警戒中とかという加工したものを公用車に貼って、抑止力に努めたいというふうに考えております。また今後、条例等でそういったものを抑止できるようなものがあれば、考えていきたいと思っておりますが、今の私の認識というか、知識不足ではもうすぐに対応できるというふうには即答はできませんので、以上で答えとさせていただきます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長も、代わられて初めてのこういうトラブルも、質問だったと思うんですけども、ほんまにこれ例年たちが悪くなっているのも事実で、量は増える、結構堂々としているんですよ。凜としてやりよるといふか、ちょうどその飛鳥路区で不法投棄があつて、それを片付けた帰りに、もう大橋の下でカップルがバーベキューしていたんですよ。そのときって、ちょうど坂を下りたところに立て看板が1つ、水辺の楽校のところに立て看板が1つというふうに、町も対策はしてくれていたんですよ。それでも堂々とやってくれるわけですよ。僕らも、勇気を持って注意するわけですよ、看板見えませんでしたかと。こういう事態なんで、今、ちょっと控えてもらっているんで、やめてもらってもいいですかというふうになったら、やっぱりお酒飲んでいたりとか、ちょっと高揚的になっていたりとかで、すごい威圧的な態度を取られることが多々あるんですよ。当然、結構気合い入れて声かけないといけないときとかがあるんですね、実際。僕も職責や思うてやりますけれども、これが観光客同士のトラブルというのが、実際、ないことはないんですよ。閉鎖前のキャンプ場においても、すごい大きさのたき火をされているキャンパーさんがいて、これツイッターでもちょっと沸いたんですけども、それを常連さんが注意しに行ったと。で、注意したけれども聞かなかった。で、そのまま水かけに行かはったんですよ。そういうこととかがって普通にあつて、夜なんで誰も

いないじゃないですか、管理する人がね。そのとき火していた人は、朝方もう帰っていると。これもお金払っていない。で、びっくりするぐらいのとき火している。こういう現状もキャンプ場ですらあると。

それが外出た途端に、さっき課長言ったように、ルールないんですよ、国交省のルールは、使っていていいですよなんです。その代わりに、マナーとモラルは持ってきてくださいねという、ここまでの解釈しかできないんですよ。なおかつ、その後出たごみは自治体の負担ですよ、一般廃棄物だから。だから、その部分でやっぱりこっちが知恵を出して対策をしないと、国はここまでのスタンスしかないというのは、もう自治体側としては理解しているはずですから、やっぱり僕らが対策を練って、作戦とか仕組みづくりをしないことには、これは絶対になくならないし、いずれか大きな問題になると僕は思っているんですよ。僕は当事者として、そういう活動をしているんで、怖って思うときがやっぱりある。その辺はやっぱり早急に手だてを考えていただいて、ほんまにみんなが愛してくれる町、安心してアウトドアなりレジャーが楽しめる町というところを、商工観光課も連携して進めていっていただきたいなというふうに思います。現状がそこまでやというのよくよく分かっていますし、多忙な中でやることやとは思って、僕も協力できる場所があれば協力したいなとは思っていますんで、本当に大きな問題が起こらないうちに早期改善していただきたいなと思っております。

続きまして、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。

ふるさと納税の税収は今現在、何に使っているのか。この先どのように進めていくのかお伺いいたします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問お答えさせていただきます。

令和2年度のふるさと納税で寄附いただきましたのが373万5,000円となっております。今のところ、基金として、全て寄附いただいたものは積立てという形でさせていただいております。

今まで過去に事業で何か充当したかというところですが、桜の保全に関しましては、毎年繰入金を行っております。その前には、子育て支援というところで20万円であったり、平成26年に行いました町制施行80周年記念式典に充当したというところのみで、積み立て膨らましているというところが現実となっております。

自主財源の乏しい笠置町にとりましては、ふるさと納税どんどん増えてきておりますので、ありがたく大きな収入源となってきました。寄附いただいた方のお気持ちを使わせていただきたいと思いますので、子育てであったり、そういう目的で御寄附いただいておりますので、そういった事業に対しまして基金のほうから繰り入れた中で活用していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

ふるさと納税、基金に積み立てていると。積立てするのはいいんですけども、財布に入れておくのはいいんですけども、本来、事業というのは、目的があるから原資を要するわけですね。目的がないのに原資が貯まっているというのは、僕はちょっとどうなんかなと思う部分があるわけですよ、僕個人の考え方としては。やっぱり、それこそ思いを持って、納税してくれてはる笠置のファンがいると。それに対して、毎年毎年何かで還元できていないという現状があるということは、僕はそのうーんと思うわけですよ。ほんで、その今課長言ってくれたように、子育てやったり、周年やったりとか、桜の保全やったりとか、それ全部必要なことやと思うんですよ。だから、やっぱりその要るところに対して補填するというような流れやったら、新しいものが生まれて、構築するということはないと思うんですよ。だからお金って、目的があるから、例えば車を買おうと思ったら、車を買うためにお金を貯めるわけですね。で、ずっとその車を使って、自分がどんな生活を送れるかということを考えて。だから、ふるさと納税のお金を使って、笠置がよりよくなるためには何に使っていくのかということ考えた中で、その考えをやっぱり事業者さんにも伝えて、笠置の思いをもって、ふるさと納税の返礼品にしてくださいというふうな形をつくらないと、こういうお金、収益が得られるからこれやりませんかというのは、僕は、長続きするような事業にはなかなか思えないと。やっぱり起業するときでもそうなんですよ。やっぱり思い、社会貢献度というものがどうやって利益につながるか。で、継続性を増していくのかということが事業やと思うんですよ。

その中で、じゃあ、このふるさと納税って笠置の部分でどうなっているの、よそのやっていることをまねしているだけじゃないのというふうに思ってしまうんですよ。だから、目に見えて、住民さん、事業者さんに対してプラスになっていると思うんですよ、各事業者さんに対してはね。でも、総体的に笠置がぐるぐる回れるかといったら、まだそこまで行っていないと。

そこは今後、課長、どうしていきますか。それで、今年度はその品目増やせるような見込みがあるのかどうなのかという。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、ふるさと納税の目的は何なんだろうと、笠置における究極の目的は何なんだろうと。単に、財源が乏しいから、その補填のためにやっているのかというと、我々がこのふるさと納税を考えた当初のやはり目的というのは、笠置への関係人口の増加につながるようにしたいという思いがございました。そして、一度ふるさと納税をしていただき、笠置のよさに触れていただき、いい町だねと、もう一回やりたいねというようにリピートしていただける関係を構築できないかというのが、そもそもこれを考えてきた動機と申しますか、目的であったと思っております。そこがまだしっかりとできていないというところは、誠に申し訳ないといしか言いようがございません。それを今年度以降、いろいろと事業をやっていく中で、寄附いただいた方の御趣旨に添うような形でお返しできるように、工夫はさせていただきます。

さらに、返礼品に関しましては、昨年度までは46品目であったのを、今年度は既になんかの数の返礼品について、事業者様と協議をさせていただいておまして、最終的には70品目程度のものをラインナップさせていただき、笠置のよさといったようなものを返礼品を通じて感じていただきながら、どうしてもその土地に触れたいというモチベーションがわき上がるようにアナウンスもさせていただきたい。非常にそういったところが、先進地という言い方は悪いんでしょうけれども、うまくふるさと納税をやっておられるところと我々後発組のところでは随分差があるんですけれども、地道に私たちは笠置の関係人口を増やしていけるように、そして、各事業者様が新たな考え方、発想で返礼品を工夫いただく、商品開発をいただける、そういうきっかけづくりにもなるように、うまく回していきたいというふうに考えております。

目標といたしまして今年度は、昨年度373万5,000円という実績がございましたけれども、もっと上向いた数字を私たちは掲げていきたい。そして、そういった方々に対して、関係人口の強化につながるように、笠置町といったようなものをしっかりと自分たちの第二のふるさとというふうに捉まえていただけるようなアナウンス、あるいはお誘いといったようなものを、これからは仕掛けていきたいと思っております。いろいろと課題がある中で走

っておりますので、その都度、またアイデア、こういうなんがありますよとか、こういったところの方面へのアプローチが必要ですよというようなことで情報もいただけたらなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先ほどの話でもそうなんですけれども、やっぱり目的、で、その仕組みづくり、そこをきっちりつくって事業化する、この流れをつくらないことには、あとの仕事も続かないと思うんですよ。だから、やっぱりその笠置の体質じゃないですけれども、物事の考え方がどうしてもやっぱりお金ありきになっちゃうというか、お金がないから、お金がないからみたいな、そのスタートがちよっと違うような感じもせんでもない。笠置だからこそというのがどこにあるかというのをやっぱり先に立てて事業をつくっていくというような感じで仕事をするほうが、やっぱり仕事をするほうも楽しいと思うんで、ほんまに努力してほしい。何て言ったらいいのかな、これ。感覚的なものやとは思いますが、卵が先かニワトリが先かみたいな話ってよくあるじゃないですか。その辺の感覚ですよ。やっぱり出口を見据えた中で、これをするためにこれがあるというふうな説明ができる事業にしていっていただきたいと思っております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で発電機の購入があったかと思うんですけれども、現行もう買って、保管してあってとかってどういうふうになっているのかなというのが質問です。で、管理はどのように考えているのか。あのときもまだ不確定やったと思うんですよ。ちょっと現状を聞きたいなと思っております。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問お答えさせていただきます。

発電機につきましては令和2年度で購入済みでございます。各地区の避難所であったり、町の施設、産業振興会館であったり、つむぎてらす会館等、全部で11か所設置させていただいております。ただ、LPガスと、それから発電機をつなぐ管を格納するボックス、これを6月補正においてさせていただきます。接続手数料のほうを上げさせていただきましたので、今、予算後、業者さんのほうと打合せしながら、すぐ取りかかっているところなんです。

町の施設につきましては、もう既に接続等も行った中でやっております、職員を配置し

ている施設につきましては、使用の説明も済んでいるところです。各地区の集会所であったり避難所につきましては、その接続が終わり次第、区長さんと実物を使つての説明のほうがいいというお話でしたので、接続が済み次第、日程調整して説明させていただくというふう
に、担当のほうで調整をしているところでございます。

今後の管理につきましても、各地区の配置しましたものは各区のほうで、それから、施設
につきましてはそれぞれの施設で管理をしていただくというふうを考えております。以上で
す。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

課長、区のことなんですけれども、区長さんも入れ替わるじゃないですか。そのたび、区
長さんが次の区長さんに教える、それとも、役場が出向いて教える。その辺の仕組みという
のは、もうできていますか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御質問です
けれども、区長さんだけではなく、三役さんであったりとか、必要であれば現在の組長さん
であったりとか、区長さんの判断で集まっていただくというふうを考えております。役員さ
んも入って三役さん入っていただいたら、順次申送りができるかなとは思うんですけれど、
区のほうで必要であれば、年度変わったから、区長が代わったからということで要請いた
けたら、また説明に寄せていただけたらというふうには、考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 僕は、ずっと役場に関わり続けるほうがいいと思っているんですよ。や
っぱりその高齢化率も進んでいるし、てきめん著しく進む地区もあるじゃないですか。それ
って、地区的な格差が出てくるはずなんですよね、住民の数で。だから、その辺はやっぱり
公が補うべきやと思うし、普通に考えて、機械好きな人もいりゃ、苦手な人もいるわけじゃ
ないですか。その辺の仕組みづくりはきっちりつくってから提供して、防災時にほんまに活
かせる方法というところまで提案できるような事業にしないと、空から金降ってきたから使
ってしまいみたいな事業になりますやん。で、地域創生でよくこんなもの買うたいうて、校
庭の隅っこにずっと置いてあったりとかというのって、他府県行っても見るんですよ。めっ
ちゃきれいな除雪機とか。ね。よくあるじゃないですか。だから、そういうふうにならない
ような仕組みをもう先に考えておかないと、もう公金で何やねんという話にまたなるんで、

やっぱり日頃から使える手段やったりとか、じゃリフレッシュってどうするのとかというふうにも思うんですよ。だから、ガソリンとガスのハイブリッドと、そのままのポータブル電源、これってほんまにずっと使わへんかったら、たまにリフレッシュせんでええのとか、いろんなふうに思うわけですよ。だから、その辺の使い方、使い道、在り方というのは、今現状どのようにお考えなのか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員御指摘いただきましたように、年のメンテもございますし、それから、使わなければ、使い方が分からないとか、忘れてしまうということもありますので、そこらは継続的にフォローしていくとか、町のほうが主体となって、点検なり動作確認ということをさせていただけたらと思います。いざというときに使えなかったということでは困りますので、訓練と使用説明も兼ねまして、ちょっと現状の考え方ではなく継続した中で、御指導させていただけるように考えたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕らの先輩方は、災害を知っている先輩もたくさんおられて、そのときの大変さ、苦労を知っている世代やとは思いますが、いかにせん、僕、今40歳ですが、40歳になると、なかなか記憶がそんなに大きい災害ってなかったりする、そういう世代にじゃ継いでいくというふうな方法まで考えるような事業じゃないと、ちょっとしんどいかなと思うんですよ。その辺も視野に入れて、防災・減災って何なのかというのをトータルでやっぱり考えた中のこの発電機というものになっていかないと、単体の事業やとやっぱり薄いと思うんで、その辺も加味していただいて、今後の利活用に考えていただきたいなと思います。

続きまして、箱物行政ですね、箱物の管理についてちょっとお伺いしたいんですけども、現在、サテライトオフィス、お試し住宅の利活用はどのように町のほうで考えていらっしゃいますか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

サテライトの使い方、それからお試し住宅の活用の仕方、さらに、移住・定住プラザとい

うこと位置づけをしておりますこの3つにつきましては、以前よりも坂本議員から御提案があったように、やはり笠置町の移住・定住にとって、特に移住にとって、大変重要な施設になるというふうに認識をしております。移住を呼びかけていく中で、例えば仕事もしながら住みたいという方については、サテライトというような役割が大変大きくございます。さらに、子供さんを連れて、山村留学的にやりたいという方につきましては、お試し住宅にまず入っていただいて、体験的に笠置町の子供たちと交わっていただける、そういうような仕組みといったものもできます。

さらに、現在、移住に必要な相談窓口というのはここですということが明確に出ていないのではないかとこのように私共認識しております。移住・定住プラザというふうと呼んでおりますけれども、ここが現在未稼働な状況の中に、地域おこし協力隊員でありますとか地域活性化起業人の方に入っていただいて、相談窓口を設け、一元的にまずはシングルウィンドウ、ワンストップサービスがこなせられるように体制を整えていきたいと考えております。その時期に関しましては、現在、役場庁舎の仮移転ということが進んでおりますので、そのタイミングに合わせて移住・定住プラザの活用といったものを考えていき、さらにサテライト、お試し住宅、移住・定住プラザを3点セットで、移住、そしてビジネスユース、子供の山村留学等に活用できるような、そういう仕組みづくりを行うということで進めていきたいと考えております。

大変この施設が現在のところ稼働できていないというのは、いろんな状況あるだろうと思うんですけども、やはり活用するというふうな強い意志を持って私たちも臨まない、誰かがやってくれるということはありません。相楽の東部未来づくりセンターも、サテライトに関しましては東部3町村でということをおっしゃるんですけども、笠置町は笠置町として、ここを売るんだという強い意志を持ってやらねばなりません。「笠置ROCK!」の馬杉監督にも御協力をいただいて、サテライトワークステーションで実際に仕事をしているところの動画も、撮影していただきました。すごくそういったものを見ていいなというふうにお声をかけていただいた方々も、いらっしゃいます。残念ながらコロナで中断してしまったわけですが、間もなくそういったこともできる環境があるだろうというふうに予測しておりますので、遅れを取り戻すべく頑張りたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

これずっと質問の中で言っているんですけども、やっぱり目的ね。目的がないとやっぱ

り夢かなえられないので、確かに、世間みんなコロナで大変です。極論、コロナというかがみをつければ、全ての物事が実行できないぐらいの世の中やなと今思っているんですよ。僕も各いろんな会議等に出席させてもらうことがありますけれども、ほぼほぼ総会は書面決議やし、Zoomでリモートやったりとか、やらなくていいみたいな風潮になっていたりするわけじゃないですか。仕方がないんですけれども、こうなんで。こうなんで細心の注意は払うべきなんですけれども、逆に、そのお試し住宅やったら逆手に取って、完全に1週間来てもらうことというのはできるやろうし、在宅ワークやったら可能やなと思うわけですよ。

だから、そういうその逆手に取った過疎の利用価値というのを1つずつやっぱりつくり出さないと、都会には勝てないし、勝たんでええと思うんですよ。笠置が笠置であるわけというのをやっぱりみんなで作らないと、これせつかくハード整えた意味がないし、極論、今、いろんなホテルとかスイート、すごい格安で提供したりとかしているわけじゃないですか。うちの場合やったらここただで1週間貸しますよといっても、需要あるかないかは別として、あったときには風が入るわけですよ、家の中に。ほんなら、家の寿命延びるわけですよ、そこで価値が生まれると。その笠置町はどんな価値の創造ができる町なんだということを考えながらサービスを提供するというのも、1つやと思うんですよ。だから、利益じゃない利益というのを追求していくというのが、僕は公共事業やと思うんですよ。だから、公共事業の在り方、お金の在り方、物の価値というものを考えながら町の政策をつくる、で、動く、働く、考える。そういうふうなまちづくりをしていかないと、何ぼお金あっても足りひんし、どれだけいい人材いても潰れていく。絶対まだまだチャンスあるんですよ。だから、この人口になったからこそ、この人口やからできることということを1つずつ紡いでいって、まちづくりに反映していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時59分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番議員、田中良三議員の発言を許します。田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

災害について、避難情報について。

5月20日から避難勧告が廃止され、避難指示1本にされますね。5段階の警戒レベル4にあたる違いを住民が正しく理解せず、指示が発令されるまで自宅にとどまって逃げ遅れるケースが、例えば2018年西日本豪雨で自宅にとどまり、高齢者らが浸水に巻き込まれ亡くなられたとかいう例がありますが、勧告を廃止し指示が発令されるとあり、府は府民だよりで、相楽3町村はれんけいで告知されておりますが、笠置町はまだ、下手なこと言うたら、ハザードマップつくらはるまで、それに対する告知はどうされるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問、お答えさせていただきます。

今おっしゃっていただきましたように、広報れんけいにおいて、6月号、今月6月に各戸配布させていただきました紙面で、3町村の共通の話題といたしまして避難勧告、指示の改正につきまして載せさせていただいております。

ハザードマップにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、8月に完了し、早ければ9月に各戸配布ができるかなというふうに考えております。

出水期前、もう少し早い段階で作成できればと思っていたんですけども、ちょっとこういう時期にずれ込んでしましまして、できるだけ早く各方にハザードマップについては行き渡るようにさせていただきたいと思っております。

広報につきましては、れんけいだけではなくてホームページ、れんけいをホームページも載せますし、それから発令に当たりましては、防災無線や消防団の方と協力しながら、間違いのないような形で対応したいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

府民だよりとか、れんけいでは出ているけれども、町民の方が果たしてそれを全部理解して読んではるかが一番問題やと思うんですよ。

私は、ほんで今の梅雨の時期、8月までに出すとか言うてはるけれども、今の梅雨で豪雨があったらどうするかっていうのが一番問題になってくるはずなんですよ。

それで私は、町はどう対応されますかって。それまでに、今の梅雨の間にできる対応をお願いしたいと思いますけれども。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼します。田中議員の御質問にお答えさせ

ていただきます。

議員おっしゃいますように、紙面だけではなかなか御理解していただけないというところもありますが、防災無線は皆さん聞いていただけるとはいえ、長い説明になるとまたそれも聞き逃すとか、文章が長過ぎて分からないというところもございますので、この時期ですけれども、この7月、8月、5月にも警報も発令されたところでもありますので、分かりやすいところで行くと、ホームページに載せるような内容を笠置テレビのほうで、今回のコロナの情報のように、テロップのみにはなりますけれども、流させていただくというふうなこともちょっと考えていきたいと思えます。

できるだけ皆さんに分かりやすい形で説明させていただく必要があると思えますので、ちょっと内容について検討させていただきたいと思えます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、総務財政課長が言わはった、コロナの情報のように流す、これを私、一番正解や思うんですよ。

それはよろしく願いしまして、流域治水法が成立し、10月末まで施行されるとありますが、京都府が町に対して指定した区域は何か所ありますか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の法案の改正に伴って、新たに区域指定というところはございませんけれども、当町においては、近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけではなく、流域に関する関係者が主体的に治水に取り組む社会を構築するため、今回の法案等が改正されたわけなんですけれども、流域治水を計画的に推進するため、協議、情報共有を行うことを目的に、流域治水協議会というものが設置されております。

笠置町においては、淀川水系、淀川流域治水協議会の京都府分会、また木津川上流分会の2つの分会に参画をしており、それぞれの協議会、分会において取組について議論を進めているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

この、私、何か流域治水法っちゅうのを、どういふのかな、私が思うてるのは、京都府がその流域治水で指定したところがとか、施行するはずなんだと思うんですよ、国、京都府あ

たりが。例えば、今、言いはった淀川、木津川協議会で指定された場所のうちのはあるはずですよ、笠置でも治水法で引っかかっている場所が。それが何か所ありますかって私、聞いているんです。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

場所と申しますか、協議会で淀川、木津川上流ということで入っております、それぞれ治水プロジェクトであったりとかロードマップというのがあります、その中で、箇所ではないですけれども、笠置町であったら被害の軽減や早期復旧、復興のための対策として、今なっていますハザードマップの作成とか、また更新をしていこうであったりとかいうふうなものはありますけれども、その箇所というのは、申し訳ないですけれどもちょっと、特定の箇所と言われますと、現在ちょっと把握できておりません。申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） ほんだら、流域治水法というのは、その国、府が指定した区域とか関係なしに、その淀川、木津川協議会がやったところから出るんですか、そう取っていいんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、現時点では京都府から区域指定というところはございませんけれども、今後、浸水被害防止区域であったり、貯留機能の保全区域、また土砂災害の特別警戒区域等が指定されるということでございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

例えば、先ほど 3 番議員の由本議員が聞いた箇所の整備とか、流域治水法にかかっているんですか、かかっていないんですか。いや、由本議員が最前、急傾斜のとことか聞かれましたが、それが流域治水法にかかっているんですか、かかっていないんですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。

先ほど由本議員がおっしゃっていただいた急傾斜地に関しては、この今回の法律に関わって対象となっているかということでは、なっていないというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

また私も一回、流域治水法を勉強して、もう一回、また再度9月議会でも質問させていただきます。

その次、続きまして、デジタル庁について。

マイナンバーカード使用について、9月から施行されますが、現在の笠置町の普及状態はどうか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの田中議員の御質問について、マイナンバーカードの普及の状態について、私のほうからお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付の枚数について、3月は42枚、4月、20枚、5月、21枚で、総数は397枚となっており、30.9%の普及率となっております。マイナポイントで利用できる決済の種類が増えたことなどもあり、普及率も増加しておりましたが、ポイント申請の終了に伴い、申請者も横ばいとなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

7月中頃から写真も町で撮ってやるっていうことが出てましたね、れんけいかなにかで。それで、料金とかはどのような体系になっているのか、それをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまのマイナンバーカードの交付の料金のことについてお答えさせていただきます。

まず、実施時期なんですけれども、コロナの感染状況などを考慮しながら、8月中旬頃かから実施したいと思っております。

こちらは、今年度補助金の交付が今年度の3月末まではつくということで、写真撮影、こちらのほうは無料でさせていただこうと思っております。

あと、今考えておりますのが、来ていただいたときに写真撮影をさせていただいて、取りに来ていただくことにならずに、郵送で御本人様の御自宅にお送りできるように考えておりました、その送料も補助金で賄えるとお聞きしておりますので、今年度に限り実施させていただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

行政が関わるデジタル庁所管の関係することは、ほかに何かあるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問にありますデジタル庁の関連のことですけれども、令和3年9月に、内閣の直轄の組織として省庁の横断型で創設されるということですので、町のほうも一旦、窓口といたしましては情報系でございますので総務財政課となりますが、各課に関連することが多数あるかと思われま

す。今出てきております押印の見直しであったり、それから電子申請とか電子決済、また納付書に統一したQRコードを付番するようなお話もこのデジタル庁のほうですということになっております。

国の情報システムを統括されたり、管理や整備を実施するということですので、今後いろんなところで大きな情報系の変革とございますか、うちのほうでも取り組む必要があるような事項が出てくるのではないかと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） ありがとうございました。これで質問を終わらせてもらいます。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

次に、7番、西昭夫議員の発言を許します。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

質問に入る前にちょっと一言、言わせていただきたいんですが、さきの5月23日の高齢者向けのワクチンの接種についてなんですが、職員が朝から総出で出て、ワクチン接種に来られた方もスムーズに誘導、案内、接種がスムーズにできてよかったと。職員に対してお礼を言ってくれと言われたので、この場をお借りしてお礼申し上げます。2回目以降もありますし、65歳未満の接種もありますので、スムーズな接種が行えるように、よろしく願いいたします。

質問に入らせていただきます。

質問の前に、前置きを一言言わせていただきたいと思っています。

前回、先週の議会でも参与とかのことでありましたが、参与職を置かれることに否定しているわけではありませんし、もちろん御本人を否定しているわけでもありません。御本人には笠置町のために議会と共に頑張りたいと思っています。

今回の質問の内容については、町長のやり方について疑問がありますので、お伺いしたいと思っています。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

令和3年度4月採用の会計年度任用職員の採用過程についてお聞きします。

一般職で相談員と聞いていますが、公募されましたか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の会計年度任用職員の任用についてですけれども、今回の会計員に関しましては公募という形ではなく、対象が専門的な業務であるということで、限定した中で選考させていただいたということです。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長の議案の説明の中でこの会計年度任用職員の話が出たんですが、そのときには、専門ではなく一般職、一般職の相談員。そのときに、たしか一般職では公募をかけなければいけないのではないんですかという話はしたんですが、今、専門職と言われたんですが、話が食い違いますが、どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の西議員の御質問にお答えさせていただきます。

商工観光課のほうでは、商工の商工事業者であったりとか、専門的な業務に、専門的といいますか、業務に精通した方をというところがございましたので、限定した中での選考ということになったということです。

すみません、専門業務といいますか、うちのほうで一般職と専門職ということには分かれています。専門的なものでいいますと、資格等を持っておられる方というふうに、保育士であったり調理師の方であったりというふうな方が専門職というふうな位置づけをしております、その資格がなくてもいいという分け方でいくと、一般職になってしまうのかもしれませんが、業務的には限定された業務というところがございましたので、専門職というふうにお答えさせていただきました。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

今、商工観光課に在籍しておられるんですが、そもそも商工観光課から要望がありましたか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

結論を申し上げますと、商工のほうで必要な人材であるということで、配置をお願いしたという経過でございます。

そもそも、人事異動の最終段階の話にはなるんですけれども、いろいろ人事異動の作業の中で、商工観光課の体制といったものをどうするのかというような議論もございました。これまで、コロナの関係で商工事業者さんに対する手当てというものがなかなか行き届かなかったという反省もございます。

その中で、当該御本人の専門的な力量、木津川市の商工会の事務局長もされておられたということもございます。ネットワークもある、人脈もある、精通もしておられるということもございますので、体制強化の一環として配置をお願いしたという経過でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

条例の中には書かれてないんですが、そもそも会計年度任用職員の任用に関する規定の中に、一般職で相談員っていうのは、職名ではないんですね。相談員ってついているのは、専門職の生活支援相談員だけやと見受けられるんですが、笠置町がそもそも職名として持っていない役職を今、会計年度任用職員で雇われているのはどういうことですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問、お答えさせていただきます。

例規集のほうに載っております規則につきましては、3月以前の内容となっておりますので、規則につきましては決裁のほうで改正をさせていただいたという経緯がございます。

もちろん、ちょっとまだ例規集のほうには反映されておられませんので、職名の中には載っていませんが、そういうことで御理解いただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

4月1日からの規定の中には、相談員という役職、職名があるということですか。もう施行されているということですね。分かりました。

ただね、これ、町長から説明受けたときに、町長室での説明やったんですが、一般職、専

門職の話が出たときに、町長、一般職は公募してないのかと僕が聞いたときにね、知らんと言われたんですよ。ねえ町長、知らんと言わはったんですよ。

僕は、僕の知識の中で、一般職は公募、専門職は一本釣り、この人指名っていうので雇えるというふうな大きな認識やったんですが、それを聞いても、町長は知らんと言わはったんですよ。

知らんって言うてる。知らんのに雇ってはったんですよ。それってちょっといろいろ問題あるのと違いますか。町長、教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

詳細について正確に了知しとったのかということに関して言うたら、私は知らなかった。これは事実でございますが、採用にあたりましては、副町長及び人事担当者、人事担当課長に相談した上での任用でございまして、その点については間違いないということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、あのね、個別の議案説明を僕が受けたんは5月18日やったと思います。そのときに、知らんと言われたので、じゃ、そのときに課長や副町長に聞いたらどうですか。後で聞く。そのときはだから知らんへんかったわけですよ。

相談して採用したっていうのとちょっと話が矛盾しませんか。相談してんやったら、そのときに明確なルールなりが理解されたと思うんですが、そやなのに、採用するときは相談した、でも僕が聞いたときには知らん。おかしいですよ。その辺の整合性どうですか、町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

制度の詳細な設計、どういうふうな形になっておるかということについて、その当時というか、説明させていただいたときは、私は分からなかったということでございます。

ただし、任用にあたってはどのような形でできるのかということで、きちんと相談はしております。制度の説明、そのときには受けておりませんが、こういう形やったら大丈夫ですっていうことやったんで、採用させていただいたという経緯でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

採用するときには問題がない、ただ僕が聞いたときには知らん。これではちょっとおかしいとは思いますが、今の説明でテレビを見ていただいている町民がどんだけ納得していただけているのかわかりませんが、ちゃんとルールに従って採用されているんですね、町長、そこだけお聞きします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

採用にあたっては、副町長及び人事担当の参事にきちんと確認した上で、採用の在り方について相談した上での採用をさせていただいていますので、これはルールに従ってきちんと採用したというふうに私は理解しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

その5月18日の個別の議案説明のときでも、町長、参与になってもらってからちゃんと動いてもらうために、現在、相談員として商工観光課に来てもらっていると、そう言われましたよね。

そういう採用の仕方ができるんですか。そのときには、まだ参与の予算も通っていないときに、4月から参与になってもらう暁にはすぐに動いてもらえるように、そのために雇っているということやったんですが、これ、総務課長、こういう雇い方はできるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の今の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、西議員が町長から説明された内容というよりは、一般的に会計年度任用職員の採用の方法について説明をさせていただきます。

この会計年度任用職員の制度は、令和2年4月から導入された新しい制度です。今までの嘱託職員であったり臨時職員さんっていうものを全て統一して会計年度任用職員と、年度間に任用する職員ということで、業務的には今までの嘱託職員さんであったりアルバイトの臨時職員さんであったりと、やっていただく内容については引き続いてということになって、業務もございます。

今年度の4月1日の任用の方につきましては、継続して任用したいという方につきましては、12月頃に予算編成の中で配置を必要とする人員を各課から出していただいて、1月に整理をした上で、2月に不足する職種について募集すると。不足する職種がない場合は募集

しないということもありますけれども、必要な職種、昨年度途中で不足になったところであったりとか、新たに年度間を通じてではないにしても、臨時的に、例えば保育所の調理師さんが必要であるとかというところの募集を3月にかけてさせていただき、応募があった人の中から4月で任用したというのが通常の規定された進め方であります。

今回の参与が必要であるから4月から置いたということではなく、こちらのほうの認識といたしましては、先ほど説明させていただきましたとおり、商工観光課に事業に精通した方の配置が必要であるということがありましたので、選考して任用させていただいたということになります。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、職員のほうにはそういう認識がなかったそうですね、町長ははっきり言われましたよね、参与になったときにすぐに動いてもらえるように、現状を知ってもらうために4月から雇用していると。それ、今の課長の答弁とどういう整合性、合わせますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

参与の任用についてのお話やと思いますが、当然ながら、予算措置できていない段階で参与の話はできないわけございまして、私はお願いしたのは、参与を置きたいので予算措置の御協力をお願いしたいと、御理解をお願いしたいということでございます。

あくまでも、配置してあるのは一般職としての会計年度の職員の配置ということで、予算が認められない場合はそのまま相談員という形での採用を継続するのかどうか、そういうこともまた検討するということになってきますが、とりあえず商工観光の抱えている現在のいろんな課題についてまず勉強しておいていただかないと、きちんとした相談もできへんやろということで、そのあたりの対応をきちんとしていただいていたということでございます。

現実問題、いろんなことについて、例えば法令解釈でありますとか条例案、規則案についての相談なんかもさせていただいてるわけで、そのあたりの職務というのはきちんと果たしていただいているというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ちょっと町長室で説明を受けたときの話とちょっと変わっていますね、町長。

そもそも参与が欲しい、参与を置くと。各課をまとめて、優先順位をつけて仕事を順次こ

なしていくように命令を出してもらおうと。そのために、笠置町の現状を知ってもらうために4月から雇っている。

今言わはったの、おかしくないですか。おかしくないですか。それにはちゃんと答えてくれているんですよね、今。現状を知ってもらうために、参与に上がったときに仕事をすぐ始めてもらえるように、4月から来てもらっているって言わはりましたよね。そこんとこ答えてくれているんですよね、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

商工観光課に関しましてはフェイスの問題でありますとか、非常に多くの課題を現在も抱えておるわけでございまして、そうしたことも含め、全庁的なというのは、結局、例規集を読んで、笠置町の例規がどんな形になっとなのか、どういう体制になっとなのかということを知ってもらう必要が当然出てまいります。例規集の勉強をしていただいたり、予算の勉強をしていただいたりということをしていただいて、今後の商工観光事業も含めた大きな町政という枠組みの中でのお仕事していただいていたわけでございまして、商工観光だけ、そのことだけ知ってたらそんでええんやというふうには考えておりませんので、そうした勉強というのがやっぱり必要なことですから、そのことについてのお話をさせてもらったり、アドバイスをしたり、資料を読んでいただいたりということはしておりましたので、特に矛盾しているということにならないというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） これ、あまり同じような内容の質問をしていると、また住民の人に叱られるんですが、町長、的を射た答えをしてほしいし、僕がこういう答えの内容がほしいというのにちゃんと答えていただきたいんですが。

僕が言ったのはね、参与になったときにすぐに仕事が始めてもらえるように、今の笠置町の現状を知ってもらうために4月から来てもらっている。僕、そのとき言いましたよね、そんな雇い方できるんですかと。そこにちゃんと答えてくださいよ、そこを。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 参与として採用できるかどうかというのは、これはあくまでも予算措置ができたかどうかということに関わっていますので、参与になってほしいと希望はありますが、これは予算が通らないとどうしようもないお話でございます。

町の全体の情勢、結局それは町の例規がどういうふうになっているのか、予算がどうなっ

ているのかということをもっと知ってもらわないと、商工観光だけの話ではございませんで、商工観光のいろんな問題というものを解決していくためにも、その辺の勉強をしていただく必要があるというふうに判断しております。

参与になってもらえるかどうかというのは予算がつくかどうかだけの話であって、参与になってほしいというのは私の希望でありまして、予算がついていない段階で参与になってもらうためのということは正確ではございません。

これはあくまでも表現の仕方、まずかったらおわびいたしますけれども、町政全般についてまず見通してくださいね、その中で商工観光の仕事、どういうところに問題あって、どういうふうに進めて行ったらいいのかということを考えてくださいということをお願いしているわけではございまして、特段難しいことをお願いしているというか、町政全般について見て、全ての事業について判断してというようなことをお願いしているわけではございませんし、してきたわけではございませんし、基本的には商工観光に関する事柄を中心にお勉強していただいていたということになります。

これについて誤解を招くようなお話をさせてもらってたんやとすれば、それは申し訳ないと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

誤解を招くような説明をしてたらおわび申し上げますと言われましたが、じゃ、そのときに、僕はそんな雇い方できるんですかと言うときに、指摘してくれはったらよろしいやん。僕はその言葉を聞いてこの一般質問に臨んでいるので。そこは分かりますよね、僕が誤解しているかどうかなんて、そのときに。ねえ、町長。そのときに分からへんかったと言われれば、まあそのとおりなんでしょうけれども。

これね、そもそも町長は、参与の予算案についてですが、先週の議会でも、議決をもらってないので職員とは相談していませんと、予算が通る前に職員と相談はしていないと言われましたよね。そやのに、予算案が通る前に、現状を見てもらうために雇っているわけですよ、任用職員として。で、通ったからその人を参与に上げると。いや、通ったからいいんですよ、参与を置かれたらいいんですよ。そやけれども、おかしくないですか、流れ的に。

そもそも、3月の議会で参与の予算案は否決されましたよね。そやのに、4月1日から任用職員で雇う。6月に先週の議会で参与の予算案が通ったから、4月から雇っている人を上げると。でも、その4月から雇う理由っていうのが、僕は説明を受けたんは、町の現状を把

握してもらうためやと。

おかしくないですか。何か副町長が、専門的な見地をどうのこうのと言うてくれはりました。前田課長も言うてくれはりました、専門的な知識を活かして。おかしくないですか、何か。ちょっとおかしくないですか。何かやっぱりその人ありきの人事みたいなことを町長がしているようにしか思わないんですけれども、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

参与の配置について職員と相談したのかということですが、まず参与に来てもらうかどうかというのは、町長の一身専属権、町長に権限がございます。

それから、予算がついていない段階で、職員に、この人参与です、参与になってもらいたいと思っていますということとは言えない、いうことでございます。これは当然でございます。予算無いのに、これやりますということ職員にお話をせなあかんというようなことはないと思います。

当然ながら、経験なり人脈なり専門的知識を持った方を商工観光に招いて、そこの事業について重点的に見てくださいということをお願いしてきた、これも事実でございます。

ただ、その中で、町が抱えているいろんな各種の問題を少しでも理解してもらわなあかんということで、これは相談するために採用させていただいた。実際、いろんな条例、要綱、規則等々の改正等についての相談をさせていただいているということですので、その件について矛盾しているというふうには、私は考えていません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

それやったら、説明のときに知らんなんて言わないでほしいですね、町長。町長、知らんと言いはったんですよ、僕に。そうでしょう、僕、それにのっってこの質問を書いているんですよ。

（何事か言う者あり）

7番（西 昭夫君） ああ、知っていますよ。別に回答、今、求めていないですからね、はい。

ちゃんと答えて、ちゃんと説明していただきたい。ちゃんと答えていただきたい。

もうこれで質問終わりますけれども。テレビ見てはる町民の方が判断もしてくれはると思います。多々いろいろ言われてきましたやん、発言した、していない。そういうことが多々ある町長ですよ。ちゃんと答えてくださいね。こっちはちゃんと質問しているんやから。

批判を受けるのは僕らなんですよ、なぜか。一般通告していて、前……、前の話も出すとまた怒られるのかも分かんないですけども、12月の議会の答弁について、前に通告しているのに、町長が答えられたの1月、2月の出来事のことしゃべっておられた。それもおかしいですよ、ちゃんと答えてください。ちゃんと説明してください。以上です。質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

今から休憩に入り、13時から開会いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番議員、向出健議員の発言を許します。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

まず、大きく5つの問題について、通告を出させていただいています。

まず、大きな1つ目の問題として、税保険料等の軽減負担について質問させていただきます。

この間、介護保険料も引上げをされ、また、後期高齢者医療保険も引上げということで、町のほうは特に手当することもなく、低所得者向けの軽減措置というのはありますけれども、特別な手当という配慮や等々するというはなくて、引上げということにしてきました。

それから、また、令和4年度についてですが、水道料金については検討していくということで、既に戦略が出されていますけれども、町の役割として、やはり住民の方の生活を守るというのが基本になると思うんです。年金暮らしの方も多し、高齢者の方も多くて、そういう中で、年金も減らされていると、こういう中で、負担がどんどん増えていっているわけですけども、様々な観光政策であったり、事業を展開していくにしても、まず、住んでいる方が暮らしにくい生活の負担を軽減していく、重くならないようにしていくというのも非常に大事な点ではないかというふうに考えています。

町だけではどうしようもない問題、国のほうで決まる税率等もあるとは思いますが、まず、基本的な考え方についてお聞きをしたいんですが、税や保険料というのは、支払能力、つまり経済力によって講じるべきという視点、それから、収入が多ければ多いほど負担を重くしていくという累進課税の考え方等々、そういう考え方に対して、実際には介護保険料等を引き上げていますけれども、町長としては、今言ったような原則についてはどのような認

識をお持ちで、今後の料金や税保険料のあり方については、その考え方を基にしてどう進めていかれるお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの向出議員の御質問について、国民健康保険税の関係のみ私のほうから御説明させていただきます。

国民健康保険税は、加入者お1人に係る均等割、1世帯に係る平等割、これらの応益割と所得に応じて賦課する応能割の両方から成り立っております。

また、所得の低い方、一定金額以下の方には、軽減も行っておりますので、公平性が保たれていると認識しております。

また、国、京都府への要望についてですが、京都府では現在、国保税の保険料の統一化に向けた話が出ており、今年度から具体的な年度を目標に統一の話が進められていく予定です。

この中で、医療資源が乏しく、自治体の現状や、医療資源の乏しい当町についての現状を説明し、同じ一律の金額を求めないように、京都府の協議会とかに対して要望をしていくつもりではおります。

また、笠置町の1人当たりの保険料の調定額というのは、京都府では下から数えて2番目に安い金額となっておりますので、これ以上の引下げというのは厳しいかと考えておりますが、大幅な引上げにならないように要望していくつもりです。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

後期高齢者の保険料につきましては、広域連合のほうで決められておりますが、介護保険料につきましては、笠置町の介護保険サービスに要する費用の23%に当たる部分を第1号被保険者の方の保険料として御負担していただいているところでございます。

そういう仕組みとなっておりますので、なかなか給付費の見込みの中で保険料を決めていくということになっておりまして、その保険料につきましては、13段階ございます。そのそれぞれの所得に応じた段階の保険料を、それぞれの被保険者の方に納めていただいております。

低所得者の方につきましては、軽減も行っているところでございますが、やはり制度上、その必要になる給付費に見合った保険料を設定しないといけないということで、ちょっと前計画と比較すると、今期計画期間につきましては、保険料が上昇してしまうというところ

でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

各担当課長のほうから、それぞれについて答弁いただきましたけれども、ちょっと町長に、理念としてまず聞きたいんです。税のあり方、保険料のあり方について、基本的には当然、支払能力に応じる、こういう原則があると、もちろんこれは当たり前といえば当たりの話ですけれども、そのことを考慮するということと、もう一つは、所得が低いほうよりも高いほうが、より多いほうが負担が重くなっていくということが必要だと思っんです。

その中で、国の制度もありますから、介護の問題についても、国保の問題についても、様々国のほうが決める、大枠を決めるということがありまして、また、後期高齢者医療制度で言えば、京都府のほうが、2年に一度、保険料を、基本決めるということになっていますから、基本的には、それは町として、財政も乏しい中、軽減をしていくということ、大変厳しい状況にあると思っんです。

ただ、その前に、理念としては、やはり今、要するに笠置町の方、年金暮らしが多いと認識をお持ちなのか、当然そうですね、その上で、年金は減ってきていると、つまり支払能力的にはやはり落ちてきているという中で、実際は引上げをやらざるを得ない面はあると思っんですが、ということなんだと思っんですけれども、実際やってきていると。

やはりこれは、本来はやはりよくないんじゃないかと、できれば引下げがしたいんだと、だけれども財源がないと。だからこそ、2つ目投げさせていただいて、先に答えていただきましたけれども、国や府にもっと引下げを要望していったって、やるべきんじゃないかということに話をつなげたかったんですが、まずその、だから理念的にどうなのかと、つまり、つまりですよ、国やこの枠組みだから仕方ないんだということだけなのか、いや、そうじゃなくて本当は負担を下げたいけれども、なかなか財政が厳しいから、こういう苦しい中でお願いをしていると、だけれどもできれば引下げを求めるという立場に立っておられるのか、その点を少し明確にお願いしたいということなんです。

なので、町長に、この点答弁をいただきたいと思っます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

町長として、税保険料、介護保険料等々の問題をどのように考えておるのかということでございます。

これは一定、国の法律で、国民皆保険制度のあり方、介護のあり方というのがありまして、その給付動向、負担の公平性ということを、非常に長い間、期間にわたって議論されて、現在の制度になっておると。

確かに、医療費の問題に関して言えることですが、どうしても高齢者が多い笠置町という特質の中では、介護保険料が非常に高くなっていくというのは、一定やむを得ないのかなというふうに思います。

年金生活者についてどういうふうに考えておるのか、年金生活者だけでなしに、低所得者についてどういうふうに考えておるのかということでございますけれども、それについては一定の軽減措置というのがなされておるわけでございます、そういうことから考えて、笠置町としては、これは私個人思いますけれども、国の制度の中で何ができるのかという話になってきて、笠置町だけが保険料軽減するということは難しいというふうに考えております。

ほかのところでも事業をやってどうのこうのというお話を、ちょっとされてはいたけれども、まずは税収の確保があって、それから住民全体の所得水準が上がるような、そういう施策をまず考えないといけない。そのための移住定住政策を含めて、観光行政もそうなんですけれども、そういうところから全般の住民の皆さんの所得の引上げについて、まず考えていくと。

保険料や介護保険料だけの問題じゃなしに、生活全体をどうやって町が担保して支えていくのかという問題になってきますので、この問題だけについて、町としてどうなのか、町長としてどうなのかという御意見は控えさせていただきたいと。

決して、介護保険料高くて、そのままじゃあないなという話にはならないんですが、実際問題、少子高齢化の中で、どこの自治体も介護保険料についての負担が非常に重くなっているというのは、これ事実でございます、これについてどのような、どういうふうに考えているかという話は、お話しはできるんですけども、それについて制度的にどうのというお話しは、私のほうからできないんで、なるべくなら保険料の水準を抑えられるような、そういうような形での保健指導でありますとか、そういうような方面で、医療費なり介護保険料が抑制できるような、そういう施策を取っていくこと、まずそれが大事だというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今、町長から答弁いただきましたけれども、例えば、京都府の後期高齢者だと、連名の形

で、以前あった軽減特例、低所得者向けの特例については続けてほしいということで、例えば要望活動をしているわけですね。相楽東部等々でも、ものによっては動いたりとかするということもあると思うんですよ。

要するに、制度の枠組みそのもの、つまりこれをなくしてくれとまでは言えないとしても、個別の中で所得状況、笠置町の方の所得状況等を鑑みた上で、軽減の要望、財政措置の要望等はできるはずだと思うんです。

今の答弁ですと、国の制度のことについては言えないので、その町の制度の枠の中で、町の中で努力をして、保健指導等々などして、少しでも全体の費用がかからないようにしていくとか、住民の所得を上げる政策をしていくという話にしかならないんですが、私が求めたいのは、求めているのは、やはり国や府の根本的な問題があると思うんですよ。今のような保険料を引き上げなければいけない状態にあるのも、様々な負担を引き上げなきゃいけない状態も、大もとにはそこがあると思うんです。

枠組み自体には問題を言えなくても、個別の軽減策であったり財政措置については、町として、町長として、やはり申入れをしていくべきなのではないかと。今まで全くやっていないとは言いませんけれども、そこを強化してもらいたいということで、質問をさせていただきます。

これまで、そういった取組、どれぐらいされてきて、今後その取組についてはどのように考えているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

まず、国や府に対して、保険料の負担の引下げのためにどういうことをしているかということなんですが、これは、保険制度の中で、特別交付金のデモがございまして、医療費抑制という、単純にその医療費抑制ということじゃないんですが、住民の健康づくりのためにどのような施策をやっているのかというようなことに対しての特別交付金というのがございます。

その特別交付金を少しでももらえるように、保健指導、それから健康で認知症にならないような、そういう体操でありますとか、そういったような取組を精力的にしていくということで、ある程度の交付金というのは見込まれるわけでございます。それを精いっぱい頑張ってくださいということで、担当原課にはお話をしておりますが、あくまでもこれは国の制度、府の制度の中でのお話でございますので、要望したからどうなるというような、単純なものでもございません。

今ある制度の中で、どうすれば住民の負担が少なくなるのかということ、まずは考えていかなければならないというふうに、個人的には思っています。

そのどういったことを、取組をやっているのかというのは、必要であれば担当課のほうから説明してもらうことも可能ですが、できますか。健康づくりの何とかとか、健康体操どうのこうのとか。では、それは、じゃ、担当課のほうから説明していただきます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

健康づくり等の取組につきましては、国保に限りますと特定健診がございますが、笠置町、受診率があまりよくないというところで、皆さんにもっと健康に意識を持ってもらおうということで、健康キャラバンという事業を、ちょっとコロナでできていないところはあるんですが、血圧測定ですとか肺活量の測定とかといったことをしていただきながら、健康に興味を持っていただいて、健診の受診率を上げていただくという取組は、一つやっております。

また、介護保険料につきましては、介護を使わないようにするのが、介護保険料の上昇抑制には一番大事なところかなというところもございますので、介護予防事業、例えばおたっしやクラブですとか、運動機能の向上、口腔機能の向上を目指したおたっしやクラブの事業、また、今年度予算を取らせていただきました通いの場の事業というところで、日常の居場所づくりを行っていただいている団体に補助を出させていただいて、少しでも介護を使わないで健康にいらしていただくというところで事業を進めていっているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町の様々な取組は要ると思うんですよ、もちろん。しなくていいと言っているわけではなくて。その上で、現に引上げは行われているわけですよ。

それで、例えば、後期高齢者の下の所得なんて、相当低い所得の基準なんですよ。それでも基本的には、後期高齢者医療保険で言ったら均等割、1人負担するというのが上がってはいるんですよ、やはり。

現に上がっているからこそ、じゃ、どうしたらいいかと。町の取組は要るんだけど、現に上げざるを得ない。それはやはり、地方財政の中だけでは限界があるということは、私も分かるわけですよ。それは認めている上で、要望したからどうなるものでもないということもありましたけれども、できる取組の一つとして、やはり要望を強める、実態をお知らせ

していく、この中でやはり考えていくこともあつたりするわけですよ。国なり府なりでも、やはり要望を繰り返すことで、私も何度かさせていただいておりますが、こういう制度がありますというアドバイスをいただくこともありますし、やはり前進した制度がつくられたということもあると思うんで、それはやはり、声がどんどん上がっていかなかったら、逆に言えば要望がないのだという判断になりますね。だからこそ強めていくべきだと、一つの活動としてですよ、いうことをできる取組はずなので、どうなんでしょうかと。特に今までどう取り組んだかということと、これからどうされるのかと、特にそこは力を入れないということなのか、今の答弁ですと、特に力入れませんというふうにも聞こえてしまうわけです。その辺りを明確に答弁いただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

何もしないというよりも、どうすれば医療費全体を抑制できるのかと、医療費の抑制がそのまま保険料の軽減につながるわけですから、まずは町として、どうすれば保険料を抑制できるのか、つまりどうすれば健康で長生きしていただけるのかという、そういう事業のほうに先がございます。

しかし、高齢化がどんどん進んでおりますので、当然ながら医療費もそれなりに増えていくという形になるのは、これは一定やむを得ないわけでございます。

どうしたら国に対して要望ができるのかということですが、具体的にどういう形でどこに要望しているのかと言われると、非常に困るわけですが、医療費の問題、健康な老後生活の問題というのは、ついに京都府のほうでも議題になっているわけございまして、我々もそれに、同じように要望するという、声上げていくということは大事やと考えていますので、今後もそうした活動は続けたいと思います。

まずは、少しでも健康で長生きしてほしいと、そういうのがまずございます。そのための援助ということと、それから、いわゆる高齢者の、一番問題になってくるのは介護保険料の問題と思うんですが、それをどうやって抑制していけるのかということについて、双方の観点から問題を見ていきたいと。それに対して適当な要望の場があれば、積極的に声上げていきたいということで御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

何度も言いますが、例えば消費税一つ取っても、これは消費をしたら必ず負担をし

なければいけないという制度ですけれども、これも国のほうで決定を基本的に行っている制度ですね。ところが、消費をしたから、物を買ったから、負担が能力あるかどうかは、その状況によると思うんです。所得が多い人もいれば少ない人もいるし、病気やけがで収入が一時的に少なくなった場合もあるけれども、物は一定買わなきゃいけないと。ところが、その人の所得の状況なんていうのは関係ないわけですね、消費税でいうことですけれども。

例えばこういう税制一つ取っても、やはり問題があるんじゃないかと、私は考えているわけですけれども、こういう国の枠組みの様々な中で、やはりおかしいんじゃないかという考えがあるわけですよ。

そういう中で、もっと税制の問題、根本的な国がつくる税制の問題について踏み込んでいかなければ、自治体だけの努力だけでは根本的に解決しないのではないかということなんです。そこだけはきちっと認識いただきたいと思います。

それで、水道のことも書いていますけれども、料金の引上げということも検討されているということで書かせていただいていますけれども、非常にその戦略の中で、ライフラインという位置づけが弱いと思うんです。書いてありましたけれども、あくまでやはり水は大事なライフラインであって、基本守らなきゃいけないんだという前提で。

ところが、財政難があるということで、負担、料金を引き上げざるを得ないということですが、どんな低所得者の方でも、以前は一定の条件で減免制度があったんですけれども、今、所得が低くても、なかなか一定負担をしなきゃいけない状態にあるんです。水道料金でいけば、これについても、水道の戦略の中では、一体配慮されているのかと。特に低所得者なんですけど、本当に所得状況や生活状況が配慮されていて、ああいう中身になっているのか、大変気になるわけです。

そのことも含めて、先ほど言った中身も含めまして、再度、もう一度だけ、どういう認識をお持ちなのか、特に低所得者向けに対して、本当に生活に対して、どういう配慮なり意識をお持ちなのか、もう一度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

これ、水道料金の話に出てきましたけれども、いわゆる水道料金に関しては、これは事業会計でございまして、本来は完全に受益者負担、使用量に合わせてお支払いしていただくというのが基本になつとる。

ところが、笠置町の場合は、一般会計からの繰出しが非常に大きく、いわば税金で水道料

金の半分を負担しているというような形になっています。

これは、国保、それから介護保険、老健等々全部ひっくるめての話ですが、これは広域化という形の中で、一定その整理していくというような形に、今後進んでいくのかなというふうには思っています。

場合によっては、引上げになる場合もあるし、場合によっては、引下げになるという場合もあると。これは、それぞれの市町村の料金体系によって変わるわけですが、笠置町としては、できるだけ低所得者層に配慮した、そうした料金体系を維持したいというふうには私自身は考えていますし、まだ水道料金も、具体的な検討案というのは出ておりません。

当然ながら、減免措置についてどのような形になっていくのかという具体的な数値というのは、出ているわけではございません。

ライフラインである以上、一定低所得者に配慮した形での料金体系の設定というのは、当然考えていかなきゃいけない問題やと思います。

ちょっと、それと国保税と介護保険料の話というのは、また別の話でありまして、水道料金は企業会計、要するに笠置町の中で議論して決定していける問題であります。それに対して国保税や介護保険の話は、もっと大きな枠、国の政策の枠の中で決まる話でして、一律に論ずるわけにはいきません。

しかしながら、当然ながら、負担の軽減ということについては、できる限りの配慮をしたいというふうには考えていますし、そのためにどうしたらいいのかという指針に基づいて考えて決定していくという形になると思います。

何度も申しますけれども、保険料や介護保険料の問題については、まずはできるだけ医療費を抑制できるような方向で、健康づくりの教育、住民に対する教育、指導等々を重点的にやっていくことによって、ある程度の保険料の抑制は可能であるというふうに思います。

水道料金の改定については、まだこれから議論が進むことになってきて、現実的にどういう体系になるのかまだ分かりませんが、非常に笠置町の水道料金の体制は、近隣町村の水準に比べて低いという形になっております。それだけ住民の皆さんの生活に直結した問題ですので、これはまた十分議論した上で決めていかなきゃいけないんだろうなというふうには考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

時間配分もありますので、次の質問に移ります。

新型コロナ対策についてですけれども、応援給付金ということで、先ほど副町長からも答弁あったように、一定努力いただいて、給付の申請、商工会の非会員も含めてすることができたということで、大変その辺りは努力されたと思います。

しかし、一方で、いわゆる緊急事態宣言が6月20日まで延長されている状態なんですけれども、やはり商売、特にされている方の苦難であったりとか、生活されている方の支援というのを、また追加して進めるべきではないかというふうに思います。

6月議会で出ましたのは、ひとり親世帯、低所得者の方への児童1人当たり5万円の給付が直接的な支援でした。それ以上にもっと手厚い行政からの生活への支援が要るんじゃないかと、これまでにない緊急事態宣言の延長の期間にもなっていますから、その辺りをどう考えておられるのか、6月議会にはあまり手厚い形で入っていませんでしたが、その辺りについて答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

予算の時の、今回の6月補正には、おっしゃっていただきましたように、子育てに関する支援のほうの給付金が計上されておりますが、事業者向けに対しては、昨年度からの繰越しの予算が一部、114万1,000円ですかね、繰り越した中で、今現在事業として継続している分となっております。

商工会さんとかも御相談しながら、上乘せの給付であったり、それから新たな町の給付、単独の給付というところもちょっと聞取りをさせていただいた中で、検討して、必要であればまた計上させていただく、今年度まだ約1,900万円ほどの事業費が、まだ残っておりますので、その中で対応できる要望がありましたら、検討していきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

その点は本当にスピードをもってやっていただきたいと思います。

それで、自宅療養で亡くなる例というのも、全国的には報告があるわけですが、やはり、この自宅療養ということは、要するにこういう事例が起きるということは、自宅療養、本来はするような対象じゃなくて、施設に入ってきちっと受けるべきだった方だというふうに思うんです。

今の制度の枠組みの中で、こういう事態が起きる可能性があるということを示唆している

と思うんですけれども、やはり当町としても、もし仮にですけれども、感染者が出た場合、こういう自宅療養というあり方じゃなくて、できる限り施設で入って、安心して、隔離も含めて、安心して生活できる、療養できるという、そういう仕組み、環境にしていく必要性があると思うんですが、町としてはどのような認識をお持ちであって、そしてどういうふうな要望なりの取組をされているのか、そういう措置について、国や府への要望措置などについて、どのように取組をされているのか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

自宅療養で亡くなられる例もあるというところで、今現在の仕組みにつきましては、陽性が判明した場合には、入院治療の必要性、また、宿泊療養か自宅療養かの調整については、府が設置しております入院医療コントロールセンターで振り分けがされておるところでございます。

町といたしましては、誰が陽性になられたのかという情報は入ってこないものですので、陽性の方の宿泊施設療養、また、自宅療養のフォローアップなどについても、京都府の役割となっておるところでございます。

施設療養の環境整備についても、そういったことから、京都府の役割であるというところで認識しているところでございますが、自宅療養となられた方につきましては、必要に応じて保健所から町のほうに協力の要請がある場合もございますので、要請があった場合につきましては、保健所と連携しながら適切な対応に努めてまいりたいというところで考えております。

また、要望、取組につきましては特に今のところ、施設療養の環境整備をきっちりしてくださいというような要望につきましては、今のところやっていないというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

いわゆるインフルエンザと同等とは言いませんけれども、インフルエンザなんかでいきますと、私も実際、陽性になったことがありますけれども、その時、実質は自宅療養なわけです。そういう枠組みなわけですよ。

だけれども、もし、分からない状態だったとしたら、これは非常に、他人に感染させる状

況があるということなんです。

それは、新型コロナワクチンでも、その点については類似の点があるのではないかとすることも言えると思うんですが、陽性になった方だから、御本人は分かるということなんですけれども、やはり自宅療養になってしまうと、どうしても買い物にとか、どうしてもものときにどうするのかと。

もちろん協力はあるんだけど、全く出ないという状況をつくれるかどうかというところに、やはり不安があったり、やはり生活者としては大変難しい面があるのではないかと、少しぐらいは外出も可能なのかとか、個人的な判断で、できたらそういうことは避けるべきなんですけれども、やはりちょっと不安があるんじゃないかというところで、やはりきちっと、陽性になった方については、できる限りそういう施設に入ったり、隔離がきちっとできる環境整備ということを大前提として進めなければ、やはり他人に感染させてしまうんじゃないかという危険性があると思うんです。

今言ったような事例というのは、要するに、急に悪化して、間に合わなくて亡くなるということも起きてしまうので、やはりその方の治療という点からも、命を守るという点からも、本当にこの今の枠組みで十分なのかという点はあると思うんです。

そのことについては、しっかりと認識を持って、今後ちょっと考えていっていただきたいし、具体的に働きかけが必要となれば、要望なり意見なり状況なりも含めて、取組を進めていただきたいと思います。その点については、もう一度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、町のほうでは、誰が陽性というのは、情報は分かりませんので、先ほど議員もおっしゃいましたように、食事の面ですとか、買い物に行けないというような場合、御家族がおられない場合については、保健所のほうから協力、本人の了解を得た上で協力の要請が参りますので、そういったときにつきましては、食料を持って行ったりとかという形の対応になるかと思えます。

また、コロナの関係で、京都府なり保健所なりで会議がございますので、そういった機会でも、またいろんなお話をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今言った点は、ぜひお願いしたいと思います。

それで、ワクチンの接種についてなんですが、午前中にも質問がありまして、多々答弁がありましたので、1点だけお聞きしたいんですが、個別接種についてですけれども、今回、12歳以上等の対象の案内の段階では、前回の65歳以上の時に受けられなかった方については、再勧奨ということで案内をしているということでしたけれども、これまでも、何らかの事情でちょっと受けるのを控えていたり、予約をされなかった方については、それぞれ、やはり受けたいとなった場合の対応は、今どうなっているのか、全員の希望される方が新たに、前の時にはできなかつたりしなかつたけれども、したいという方が受けられる、予約できたり、今の分のできるようになってきているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、先日、64歳以下の方に送らせていただきました御案内につきましては、12歳以上の方全てが対象になっておりますので、前回の高齢者の接種で受けられなかった方につきましても、今回の接種日で申し込んでいただくことは可能です。

笠置町の接種日が都合が悪いという方につきましては、南山城村の接種日、それでも都合が悪い方につきましては、後日になりますけれども、個別で対応させていただくというところで調整しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど答弁ありましたように、今の確保しているワクチンが8月末までが期限ということなので、無駄がないように活用いただくよう、お願いしたいと思います。

それで、大きな3つ目の問題に入りたいと思います。

時間の都合から、ちょっと簡略化して質問させていただきますけれども、新たに4月から、笠置町新婚世帯住宅支援事業、笠置町子育て世帯住宅支援事業という支援をする事業がスタートしました。これは当然、新婚世帯、子育て世帯を応援するという意味があると思うんです。

以前も求めたんですけれども、18歳以上の無償化、これも全国的にはそこそこ広がってきていると。保育料の無償化というのも、国の制度に加えて無償化を進めるというところも、村なんかもそうですけれども、取組を進められているんです。

これも一つの移住の目玉といたしますか、政策かなというふうには考えているんですけども、そういう中で、やはり18歳以上とか、保育料も無償なんだということもセットであるほうが、より効果があるんじゃないかと。

以前聞いた時には、費用的には50万円ほどでできると。国保なんかでいくと、ペナルティというのが、無償化した場合ありますから、単純に50万円で済まない部分があるんですけども、費用的にはそれぐらいでいけるということもありました。

この機に、やはり、せっかく始めましたから、これも一緒に進めて、子育てをワンパッケージで、やはり打ち出していくというところでは、やっていく、検討して進めていく必要性があると思うんです。その点について、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

保育料の無償化と医療費の無償化等々のお話でございます。

まず、医療費の無償化でございますが、これは国保税に直跳ね返ってきて、ペナルティが医療費全体に対して、ある一定の割合、パーセントでかかってくるということで、非常にペナルティが大きいというふうな判断をせざるを得ないわけでございます。

保育料につきましては、一定部分無償化を進めてきたところですが、引き続き、子育て支援等々について、どうした形でのパッケージ化が可能なのか、これはまた、従来から検討している課題の一つでございまして、これは引き続き検討を進めたいというふうに思います。

医療費の無償化については、今すぐどうのこうのというようなことはできへんのかなと。

逆にこれをやりますと、それがまた医療費のといえますか、国保税に逆に跳ね返ってきたりする可能性もございまして、その辺は十分に注意しながら検討をさせていただきます。

今すぐどうのというお返事はできませんけれども、どういうふうな形での子育て支援が可能なのか、これについては十分議論して検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

子育てについては前向きな答弁でした。ぜひ、進めていただきたいと思います。

医療費の無償化も、中学校の医療費の無償化をする時に、実はその時の町長が、18歳までどうかと、実はあったんですけども、それが実現できていれば、ほかの市町村に先駆けて、もっと打ち出してできたんじゃないかということもあるわけです。

やはり、子育てで考えていく上で、医療費というのも一つの点なので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それでは、4つ目の買い物、通院の支援について質問させていただきます。

町長として、町として、今、買い物や通院の支援については、具体的にどのようなことをしようとされているのか、考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

買い物、通院の支援につきましては、現在、通院の支援については外出支援事業というところで、自宅から医療機関までの送迎を社会福祉協議会に委託しているところでございます。

また、買い物の支援につきましては、社協で実施されておりますほのぼのサービスの買い物代行サービスを行っていただいているところでございます。

また、JRの運賃助成も実施しているところでございますが、利用者数が減少傾向となっておりますので、現行の制度をより多くの方に御利用いただけるような取組を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

まだどうなるのかということですが、ちょっとお聞きしているのは、今、循環バスのほうをローソン前に何とか止められないかということで、考えたい旨、以前言われていたんですが、その辺りはどうなってきたのかという点と、それから、御存じだと思うんですが、JR西日本のほうが、近畿エリアのほうのJRの便、加茂と奈良の間も含めてですが、近畿エリアの中で60本減じるということで、JR西日本のサイトのほうのニュースリリースには掲載をされています。

その点について、7月に詳細を発表するというので、10月のダイヤ改正ということなんですが、どの程度議論され、つかんでおられて、どういう議論をされてきているのか関係方面と、という点と、先ほどJRの運賃の助成のことも言われましたけれども、やはり利用が少ないから赤字だということで、全体としてということがあって、JRの西日本のほうも、そういう問題の中でこういう話も出てきている面があるんだというふうに思うんです。

だから、自治体としてJR運賃助成などで、例えば利用の促進を促すという支援も、こういった問題に対する一つの対策じゃないかというふうに思っているんですが、そのことも含

めて答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問につきまして答弁させていただきます。

循環バスのローソン前停車につきましては、当面、実証実験として実施をしたいと考えております。どの程度の御利用があるのか、実際のところ、その時間帯であるとか本数であるとか、また、実験をしてみないと分からないということもございます。

現在の運行形態を大きく変えることなく、ローソン前にバス停を造ることによって、どれだけの方々に利便性が向上するのか、実証実験として進めていくということで取り組みたいと考えております。

J R西日本さんとの関係でございますけれども、かねてより沿線自治体と連携をしながら、関西本線の利便性向上、利用促進、それから成果としてはI C O C Aの車載型の活用と申しますか、利用ができるようになったということで、ある程度前向きな話も出ているわけですが、今後、こういういろんな列車の本数ダイヤの見直しというのが、J Rだけでなく、私鉄も含めて行われていることから、私どもとしては、できるだけその接続ネットワークに影響が出ないように、J Rのほうには要望させていただく。さらに、町バスあるいは東部の循環バス等の運行においても、今、それぞれの接続がうまくできるよということ念頭に、関係自治体、特に相楽東部、それから伊賀市も含めてなんですけれども、協力体制を取りながらやらせていただいております。

まずもって、大幅な利用増というのが、確実にということとはなかなか難しい状況ではありますけれども、J Rを使うこと、あるいはI C O C Aを利用することによる利便性、あるいは通勤通学の便等に支障がないと申しますか、これ以上の支障が出ないように、関係者とともにJ R西日本に要望を行うなど、適切な活動というものは継続させていただきたいと考えております。

ダイヤの関係、あるいは便数等についての詳細な部分というのは出てきておりませんので、そういった情報が入り次第、沿線自治体と連携取りながら、できるだけ早く対応ができるように取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

J Rの運賃助成制度の利用の促進につきましては、現在、年1回各戸配布で、チラシで御

案内させていただいているところでございますが、JRを利用された時に目につくように、JRの駅構内にチラシなりポスターなりを貼らせていただく等の取組をさせていただいて、利用促進をまた図っていきたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

特に通勤通学等、朝晩の関係なんかに影響があると、大変なことになってきますし、特に通院だと時間が指定されたりする場合がありますから、その辺りの影響を受けないようにということで、ぜひ、取組を進めていただきたいと思います。

それから、様々、今後も提案をしていきたいと思うんですが、例えばオンデマンドタクシーということも取組をされている自治体もありますし、その他の買い物の、直接業者の方、移動販売に対する支援をしたりとか、いろいろな取組があると思うんです。そういうことも検討していただきたいと思います。

それでは、最後、5番目の問題について質問させていただきます。

以前より質問させていただいています、2016年度の事業として行われました過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の補助金の問題について質問させていただきます。

調査報告書が出されまして、その中で、実施をしていない事業について実施をしたというような内容の報告書が出されたことは記載がされています。

基本的には、町側のチェック体制の問題があったということは指摘をされているんですが、これは具体的に、その報告書を、やってもいない報告書を作った組織なり個人なり団体なりが存在しているということになると思うんです。

これまで、総務省からの返還求められたことと、加算金がありました。そして町も警察に捜査をするようにということで依頼をして、結果、起訴にはならなかったということになっています。

しかし、町として、この関係、こういう報告書を出してきた団体なり個人なりに何らかの指導をされたのか、処分されたのかというと、具体的にそれも書かれていません。その前に、一体誰、どういう経緯であったのかすらも書かれていないわけですね。

公金を使った補助金を使った事業ですから、やはりその事実、もし問題がないなら問題がないと書くべきだし、やはり問題があるならきちんと書いて、町としてどういう対処、処分をするのかということまで踏み込むべきなんじゃないかと、そこは最低限、やはり税金、納税者に対しての説明責任というものがあるんじゃないかと、そこが全く触れられていない

というのは、やはりどうなっているんだろうかというのは、単純に思うわけです。その点についてどうお考えなのか。

このままいきますと、何も触れられていないので、実質的に町は、何も団体に対したり、この作成をした人物なりに対してはもう問題なかった、おとがめなしですよということにしなければならないと思うんです。なので、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

昨日、京都新聞の山城版に、今の関連の記事を載せていただきました。これは報告書の内容を忠実に取りまとめていただいたものでございまして、この内容に関しましては、全く報告書に書いてあることとそごはございません。

ただ、ちょっと私も、この表現で気になるのは、笠置町補助金不正受給と書いてある、この不正受給という言葉は、申し訳ございませんが、これまでの中で既に犯罪というふうな観点から外れてきておりますので、不当な支出と不適切な事務処理というふうに言い換えております。調査委員会の名前もそれに書いておりますので、御了解いただきたいと思っております。

ただいまの質問の中にありました、こういう国からの交付金を町が受けて、そして町のほうから間接補助事業者に対して交付をし、そして間接補助事業者の不適切な事務を見抜けなかったことによって、結果的に私どもが受けたペナルティという言い方は悪いんですけども、大きなダメージといたしましては、国の交付金の交付決定の一部取消し、そしてそれに伴う交付金の返還及び加算金といったような、非常に重い、行政的には大変重い対応といたしますか処分があったということは、もうこれは厳粛に受け止めなければなりません。

これ以上重たいものが、何があるかというのは、国のほうの、やはり許認可に係ることで、免許や許可の取消しというのはあるんか分かりませんが、実際のところ、それに相当する大変厳しい処分であったと、私は認識しております。

あわせて、私どもも、間接補助事業者であった笠置創造・デザイン会議さんに対しては、補助金の適化法の中にございます、善良な管理者による注意をもって事業を行う、いわゆる善管規定といったものが守られていないという、国の取消事由というものを、私どもも当てはめさせていただきまして、当該団体に対して交付決定、補助金の交付決定の一部取消し及び補助金の一部返還並びに加算金の支払いといったようなものを、私どものほうから当該団

体のほうに通知をいたしました。

これはもう、事実上命令でございますので、これは大変重いというふうに私どもは思っております。ペナルティという言い方は悪いんでしょうけれども、何の責任も取っていないじゃないかじゃなくて、大変重い責任を取っていただきまして、最終的にこの処理に関しましては、笠置創造・デザイン会議のほうもしっかりと受け止めていただいて、対応いただいたというふうに思っております。

何がしかの責任というふうなことを言われるんですが、既に国のほうにしても、町に対しては、もうこれ以上は何もありませんということをはっきり言うていただいております、私どもも、こういう処分といいますか、交付決定の一部取消し等を行った当該団体に対しては、当然、今後しっかりまちづくりに関して積極的に取り組んでくださいねと、こういう不正なことに関わらないようにしてくださいねというふうな指導は、口頭では行っておりますが、それ以上のことに関しまして何かをするという必要性は、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

すみません、答弁の中で、町に対しての話も出てきたんですが、町に対する処分の話をしているわけじゃなくて、報告書の中で、事業を受けた側にも責任、善管義務と言いましたけれども、善良な管理者の義務というのが当然あると。

下請であっても、それは補助事業を使った事業ですから、受けた側も、もし何かあればですよ、何か問題があったり、本来不適切な対応をしたりしていたら、それは責任問われると思うんです。当然のことだと思うんですよ。

それはいわゆる補助金適正化法、適化法といわれていますけれども、その中でも管理者の義務云々等書かれていますけれども、その中で、報告書の中では、要するに、やっていない事業をやったような報告書というのは上がってきたということになっているわけですね、役場の側に。だからそれを、そういうものを作った経緯、何でこんなの、普通作らないと思うんですよ。

例えばそれでいいと思ったのか、くみする事情があればそう書けばいいですが、何も書かれていないまま、何がどうなったのか分からないまま、要するに加算金がペナルティだというんだったら、何がどうなったか分からないまま、とにかくデザイン会議に対してやったという話になってしまうけれども、それはおかしいんじゃないかと。

やはり、何々がこうして、やはりこういう問題があったから、責任があるから、この責任に対してはこういう処分を科しますよというのが普通なんじゃないかなと思うんですよ。

そこがちゃんと書かれないから、一体何がどうなっていて、何に対する責任が問われて、処分も下されているのか、単に何かやらなかったから、やると言っていた事業が間に合わなくてやらなかったからじゃないと思うんですよね。

あくまで、総務省のほうの中にも指摘がありましたけれども、総務省の作った文書の中にも、やっていない事業、正確に言うと領収書がきちっとないものがあるとかという指摘もされていましたが、そういうことがあってなんですよね。

ただ単にやらなかったからじゃなくて、やってもいないのにやったという報告書が上がってきているわけですから、これはやはりきちっと、何だったのかと明らかにして、だからこういう、この人なりこの団体なり、個人を責めるのも問題だとすれば団体にすればいいですが、こういう責任があると、だからこういう処分しましただと思っただけなんです。そこがはっきりしないまま進んでいると。これでいいのかと。

納税義務者に対する、笠置町の住民に対しては、少なくともこういう経緯でありましたと明らかにして、だからこういう責任があり、こういう処分をしましたというところまでは、最低限しっかりした上で、この問題が次に進んでいけるんじゃないかと思うんです。

だから聞いているわけですが、どうなんでしょうかと。もう一度答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、なぜこういうことが起こったのかに関しましては、私どもはやはり、間接補助事業者、それから町自体のこの事業に対する指導体制、非常にこの制度全体に対する知識不足という言い方悪いんですけども、やはり、よく制度、あるいはこの事業の内容を熟知せず取り組んでいったというのが大きな原因であつたらうと思っております。

具体的に言いますと、これも報告書の中には書いておりますけれども、事業計画がそのまま実行されているというふうなことで、実績報告というものを詳しくチェックしなかった。

なぜ事業計画がそのまま実行されているというふうに認識したのかについては、これはもう信頼関係の中でのということと、あるいは十分指導が行き届いていない中で、もうそれをそのまま受け止めたということしか説明のしようがないんですが、実際のところ、やはりこの制度全体、あるいは国の補助金というものが非常に厳格に運用されていることをしっかりと

認識を、それぞれがしていれば防げたらというふうに思っております。

誰しもが悪意を持って、こういったものに取り組んだのではないと、これでいいんだろうと、こういう制度なんだろうということで、非常に曖昧なという言い方悪いんですけども、認識の中でやられてきたというのが大きな原因であります。

団体の方々に対しては、こういう経過が問題があるということを、補助金を返していただく交付決定の際に面談をさせていただいて、しっかりと問題点も指摘させていただきました。

その中でやはり、今後のことについては、しっかりと事業をやっていきたいということもお答えとしていただいております。

そして、我々自身の、役場の中のこういう事務処理体制の中で、非常に弱い部分があったということも報告書に書いてあるとおりでございまして、そこを今後、こういったことが二度と起こらないように、人材の資質の向上でありますとか、決裁を処理するシステムの改善とか、そういったことに取り組む必要があるということで、取りまとめをさせていただいたということでございます。

なお、以前から申し上げましたけれども、非常に警察の捜査、あるいは検察に送致されたということがございますので、守秘義務が課せられていることもたくさんございます。

説明できないことがあるということも御了解の上、何とぞ御容赦いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

同等ではないですが、例えば、入札で不正があれば、そういうことを行ったとはっきりした業者が、一切その経緯は書かれず、処分だけ、例えば下したとなったら、やはり経緯、何があったんだと、どういうことがあったんだということは、普通疑問になると思うんですよ。

どんなことでもそうですね。

事業を始めましたと、補助事業、どんな団体でも、その補助金を受けてした事業について、本来あるべきことじゃない、要するに今回で言ったら、やってもいないことをやったというものを上げたわけですね。それはもう事実として確定しているわけですね。それを、何でそんなことをしたんだろうと。

例えばですよ、これも推測になったら問題になることもあるんで、あくまで一般論としてですが、これでいいと、つまり全体の補助事業なので、これを出してもよいというふうに認識されていたのか、何か酌むべき事情があったのかどうか分からないんですが、それははっ

きり書かれないから分からないんですが、それにしても、とにかく出したわけですね。出したこの理由、理由って普通あると思うんですよ。間違えましたがいいですけども。でも何も書いていないわけですよ。何も書かずに、直接最初に受けたデザイン会議の名前だけが今出ていますけれども、その後再委託して、また再々委託になっているんですね。

せめて事実関係を書いた上で、責任はどこまであるのかと、今回はちょっとこういう錯誤だったからこれぐらいとか、いろんな状況によって変わると思うんですが、なので今、町としてはこういう認識に立っていて、今これだけの処分があったから、これで十分だと考えていますというところで収まると思うんですよ。

ところが、ちょっと曖昧なまま、そこのところは、これで十分、もう重い処分下ったんだと言って、もう何があったか分からないのに、この処分が加算金、特に加算金というのがどれぐらいの意味を持っていたのかというのは、何があったか分からないんだから、これが十分なのかは分からないままなんです。少なくとも私は分からないんですよ。

これでいいのかということと、警察とかの守秘義務と、もしぶつかると思ったら、今のこの内容すらぶつかるのかと、つまり事実すら明らかにできないのかと。これとこれは配慮してくれというのは、もう仕方ないとしても、今言ったようなこと、何があつて、だからこれだけの責任があつてと、何度も言いますが、ことすら分からないまま、処分だけはつきり、加算金は下されたというのは分かっているわけですよ。これ、やはりおかしくないかと問うているわけです。

どういう認識なのか、おかしいと思わないのか、それとも警察との捜査の、その守秘義務でもうこれが限界だと言っているのか、最後答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問等にお答えをさせていただきます。

この事案がいろんな側面を持つということは、かねてから私のほうからも説明させていただきました。

例えば、これは総務省の交付金という国の制度に関わる問題が一つ。それから、犯罪ではないかという疑いの中で、警察が捜査をしたというふうな側面がある。さらに、町自身が補助金を交付したという中で、町の中の何がしかの原因というものがあるのではないかという側面。こういったものを総合的に、やはり見ていかなければ、ある一面を捉えて犯罪だ、ある一面を捉えてこれは補助金の不正受給だということはなかなか言えないということがござ

いました。

丸3年近く、この事案を担当させていただき、私は当時はいなかったわけですが、その当時のことを詳しく、様々な方々から聞き、そしてなぜこういうことが起こったのかについて、いろんなどころのお話を聞かせていただき、また警察の捜査にも全面的に協力をし、関係者からも話を聞かせていただきました。

もちろん、警察の捜査に関しましては、警察が最終的に検察とともに嫌疑なしということで不起訴処分になったということで、それは大変、一つの結果としてははっきりしたと思っております。

この補助金の処理の仕方の、どこにこれが問題があったのかに関しましては、私は非常に、これを処理する中で、やはり前例踏襲で、こういうことでいだろうというような、そういった流れが、やはり根底にあった。当然、これは町の中にもありましたし、間接補助事業者の中にもあったということでございまして、先ほど領収書の確認ができないとか、年度を超えた支出があったということも総務省から指摘されていますけれども、そういったものであったとしても、何というんでしょう、これまでの慣例から認められている時流があったんだから、構わないんじゃないかというような認識があったようです。あったようですという言い方悪いんですけども、そういったことが事実認識としてあり、これはやはり国の補助金、交付金の制度、あるいは町の補助金の制度といったようなものをしっかり認識できていない、会計年度の原則といったものが分かっていない、そういったところが原因であつたらうと思えます。

当該団体と町の関係者との間でどういうやり取りがあつたのかについては、やはり詳細ちょっと御説明できない部分はあるんですけども、やはり事業の進捗に対して、町が責任を持って間接補助事業者を指導、監督できていなかったというのが、やはり大きかったと、私どもは思っております。

間接補助事業者は、これをやるのが当たり前で正しいというふうな、多分認識の下で行われたんでしょうけれども、やはり結果的に、そのことが補助金の適化法に違反するような内容であつたということで、注意を受けなければならないということについては、真摯に受け止めていただきました。

また、私どものほうも、国のこういう制度の中で、不適切な処理をしたということについては大きな反省点であるということで、人材育成、あるいは組織の見直し等について、より一層力を入れていかなければならないという、大きな教訓を得たというふうに考えておりま

す。

報告書に関しましては、関係する捜査機関、あるいは弁護士さんとも相談させていただき、このスタイルでよろしいということで、私どもも勝手に入ったものを出してというわけじゃなくて、関係するところにしっかりと見ていただいて、その結果として、それが報告書としてよろしいということをお願いしていただいた上で、出させていただいております。

これ以上のことを出すということは、なかなか困難である中で、一応、何といたしますか、事案の概要、そして何が原因であったかということをお明らかにさせていただき、町民の方々には、私どもとしてはこの事案が経過としてこういうような道をたどり、結果としてこうなったということを御説明できたのではないかとこのように理解をしております。

いろいろ、この問題の中では様々なことが起こりましたが、これを報告書を出し、そしてそれを私どもが町の中の役所の事務として、教訓としてこれを共有し、二度とこういうことを起こさないというふうな強い意志で、今後取り組んでいくことが重要だと考えておりますので、ぜひ、この報告書を糧として、これからの業務に精励してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

これ、補助金の事業なんで、あくまで基本の、一番被害を被ったというのは納税者ということになるわけなんです、基本は。まず納税者が分からないところで、やってもいない事業でやったことにして、もし分からなかったら、そのままお金がそこに渡っていたということになりかねなかった事件、事案なわけですね。

だからこそ、まず納税者に対して、特に町としてやろうとした事業ですから、住民に対してしっかりと事実をお知らせするというのを求めているわけです。

だから、その点の意識をしていただきたいということ、常識的に、やってもいないことをやったと言って出していいというのは、そういう指導を受けたり、例えば8割方できていたらいいですよとか、そういうことを何か受けていたら、そういうこともあると思うんですが、普通はやらないことなんです。それが起きているわけですから、やはりちゃんとやるべきだということを求めているんです。そのことはちゃんとしっかり念頭に置いていただきたいんです。

私の質問の意味をちゃんと理解していただきたいということで、質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

これから暫時休憩いたします。30分から開始します。

休 憩 午後2時14分

再 開 午後2時29分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を開催します。

2番、松本俊清議員の発言を許します。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

皆さんいろいろ質問されましたので、私の質問に重複するところがあるかもしれませんが、私なりに質問しますので、御回答よろしくお願ひします。

町民の声を聞かせていただいた結果、町の問題点は何か。

人口の減少、少子高齢化、産業の振興について、早く言いますと、過疎化についての声を多く聞きます。いこいの館、閉まったまま、コロナでのキャンプ場の閉鎖、やむを得ないですが、町として早急に産業の振興等活性化対策を打ち出さなければならないと思います。

町長はどのように考えているのか、この現状、原因は何で、それに対する対策、どのようにお考えか、説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、笠置町の基本的な問題点、人口減少と少子高齢化、それから産業振興についての御質問でございます。その中で、いこいの館の運営について、再開についての議論というのは、先日の委員会も含めまして、ようやく再開の方向でお話を進めてさせていただきたいということで、前日も説明をさせていただいたとおりでございます。

キャンプ場につきましては、まず現在、京都府のほとんどの施設が閉鎖になっておる段階で、笠置町のキャンプ場についても閉鎖せざるを得ないという判断をさせていただいております。緊急事態宣言が解消されたら、なるべく早急に再開をするということと、あとは将来的に議論していただかなければならない問題として、かつてのオープン型の問題がございます。そうしたことで一定の町への収入というものを考えながら、それをどういうふうな形で住民や観光客の皆さんに還元できるのかという方策を考えていきたいというふうに考えております。

他のことについては担当課長、副町長のほうから御説明させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問につきまして、私のほうから一部説明をさせていただきたいと思います。

非常に大きな課題について提起をいただいております。いこいの館に関しましては、先ほど町長が申しあげましたように再開の方向ということで進めていくわけですが、現在、御存じのとおりこの庁舎の耐震改修によりまして、仮庁舎としていこいの館を利用する。そうしますと本年度、いこいの館が使えない中で、その期間やはりしっかりと議論をしたい。そこには議会、執行部ともに可能な限り町民の方々がどういう思いを持っておられ、いこいの館にどういう期待を寄せられるのか、そういうお声をやはりしっかりと聞かせていただく必要があるのではないかとということで、今年度の進め方について、先般お話をさせていただきました。

順次、これらに関しましては進めてさせていただきたいということと、それまでの間、可能な限り私どもも専門家の意見を聞きながら、いこいの館にどのような課題があつて、どのような展望があるのかということのを改めて整理もさせていただきたいと、そのように考えております。

産業の振興については、この町の産業は何かということをお私どもが説明を求められたときに、農業でもない、お茶もつくってはおりませんし、農業といったところでも大きな生産性のある農業はない。工業生産に関してもしかりでございます。観光という産業があるということも声を聞きますが、それをどのように組み立てていくのかというのが、なかなかシステムのできていないという弱点もございます。

キャンプ場に多くの方々が来ていただける、笠置山にも多くの方々が来ていただいている、そういった方々をどのように観光産業として吸収して、町の経済の活性化につなげていくのかについては非常に大きな課題であると同時に、すぐにでも取り組める、そういう対応を考えていかなければならないだろうと思っております。

十分な産業振興策について、これをどうするかという大きな理念、あるいは産業振興ビジョンも必要であろうかと思っておりますので、そういう産業振興ビジョンといったようなものも、総合計画を策定する作業の中で何がしか記載できるように努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私の今の質問、町長に聞いたんですよ。違うんですか、私は。なぜそういうサブ的なことを副町長は答弁されるんですか。それだったら最初から副町長と私は言いますよ。

そして、今何と言いましても笠置町で一番大きな財産、いこいの館なんです。言われたように。それを、新聞でも報道されていますように再開方針が打ち出された。再開に向けて各所の設備、例えば温泉のくみ上げ量、そしてそういうまた運営方法、そういうものをいろいろ調査されて発言されたのか、思いつきか、どっちなのか。そういう点、はっきりしたことを私は聞きたい。町長から聞きたいです。町長は公の場ですよ。これもし再開した場合、その運営に町長は責任を取られるんですか、持たれるんですか。そういう点、御答弁願います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。再建をするために老朽化している施設の改修について、どの程度の経費がかかるのか、それからまだ見えていない部分もございしますが、総額でどれぐらいかかるのか、それから、いこいの館の基金の残がどれぐらいあって、経営の健全化のためにはどういうふうなことをしなければいけないのか、具体的にどういう目標を持って設定しなければいけないのかというのをトータル的に一定の判断をさせていただいた上で、再開に向けた可能性を探るとというのが現在の方針でございます。

このまま赤字のままいこいの館を再開すると、赤字をたれ流していくということについては、住民からの批判もかなりあるかと思えます。例えばどうすればいこいに、現在休館する以前、6万人前後ぐらいの入り込み客があったわけですが、それをあと1万数千人から2万数千人増やさないと現在の形での黒字化が見込めないということになりますと、まずは入り込み客を増やすというための努力、どういうふうにしていくのか。それから、もう一方で運営コストをどうやって下げていったらいいのかということも考えなければいけないと。その両方をうまくバランス取りながら、どの程度の努力をすればいいのか、どの程度の改善をしていけばいいのかというのをある程度見えてくるかと思えます。

これは結局費用負担の問題でして、どの程度のコストをかけて、どの程度の効果が見込まれて、それが赤字になるのか黒字になるのかということですね。そのことについて、町長は責任取るのかということですが、当然ながら町の基本施策ということで取り組んでいくわけですから、行政の責任というのは非常に重いというふうに考えております。

取りあえず、まず、いこいの館が笠置の観光の中心の大きな一つのコア、核であるということについての認識というのは私も持っておりますし、そのことによってあらゆる波及効果、

例えばJRの利用客が増えるということもありますし、キャンプ場に来ているお客さんの利便性ということも考えたら、そこでの経済的利益が出るわけでございます。さらにはにぎわいづくりということで、町内の商工業者さんでありますとか、農産物の直販等々、そうしたところにも経済効果が生まれてまいります。そうしたことを全て判断した上で、ある程度までの公的負担というのは出てくる。これはやむを得ないことだと思っておりますが、経営改善について最大限の努力を続けていくということで、前向きのお話をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、いろいろ答弁されたんですが、運営方法はどうなんですか。

それと、令和4年3月末まで耐震工事のため2階を使用されますね。そうなってくると、3月までは一向に手をつけられないということですか。

また、飲食業の経営会社が管理料並びに水道代未納、裁判について今後、担当はどのようになるのか。以前ですと担当は観光課に、各課に任すという話になっておったんですが、話に聞くと、6月13日で副町長は退庁されますね。後、誰がやられるんですか。

そして、こういう事情の分かっているときになぜ商工観光課の課長さんもおられるんですけども、なぜいつも欠席になっているのか、その点どうなんですか。町長、お答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 質問が非常に多かったので全てお答えできるかどうか、お答えが足りなかったら、また御指摘ください。

まず、いこいの館の運営方法はどのように考えておるのかという御質問でございます。これに関しましては、現在のところまだ具体的な在り方というのは考えておりませんが、まず参入業者がおられるかどうかについて、これは業者さんのほうに公募してみて、どういう反応があるのかということを考えないといけません。最終的に、なかったら直営ということも選択肢の一つとして考える必要があるかと思っております。

3月までどうするのかというお話でございますが、基本的に3月までに議会とのお話ができれば、可能な限り老朽化している施設の一部についても補正予算を組んで修繕していきたいというふうに考えております。

それから裁判、フェイスの裁判のお話が出てまいりました。これまた裁判のことについ

ては担当の課長、副町長のほうからまた説明をしていただこうと思っておりますが、これは引き続き担当課にお願いするという形になると思います。一応裁判のこれまでの状況については報告はいただいておりますので、私のほうでも注意深く見守っていきたいというふうには考えております。

あと商工観光課の課長の配置についてですが、これについては現在、人事担当参事に指示をして、善処しようというふうに考えております。以上でございます。

ちょっと抜けたかもしれませんが、申し訳ないです。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

質問書は、前回も言いましたが、先に出しであるんですよ。それでどうこうというようなことは、ちょっと話がおかしいんじゃないですか。

それで、いこいの館については、債権について町長は責任を取られるわけですね。裁判も間違いはないですか。それは担当課の部署で裁判については交渉されるんですか。今までやったらそうだったですね。違うんですか。商工観光課が担当でやられるということは、この前の席でも言われていますね、間違いはないですか。

はい、結構です。

それで振興について地方創生事業、こういうことでいろいろ特産品の開発、補助事業があったと思うんですが、特産品の開発はどこまで進んでいるんですか、説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特産品の開発は、地方創成の取組だけではなく、地元の事業者様の熱心な取組で大変大きな成果が出てきております。例えばハチミツというのは、かなりメジャーにもなってきておりますし、京都市内での販路も拡大できたというふうに思っております。キジのそういう利用した缶詰も、そういった関係の組織の中で生まれてきております。

また今後、やはり笠置の特産品の中で注目すべきはシイタケではないかと思っております。そういった農産物の中の特にシイタケ、道の駅でも大変よく売れていると聞いておりますので、そういったものの特産品化についても、今後取り組んでいくということで関係者から聞いております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

朝から質問があったと思うんですが、町所有の建物についてお聞かせ願いたい。というのはサテライトオフィス、吉田邸等がいろいろあるんですが、これの活用、町で贈与を願った植村邸、農村留学とかいろいろな方面でPRされているんですが、本当にこれをやる気があるのかなのか。固定経費、それと今現状で採算ベースはどのようになっているのかお答えください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスでありますとか吉田邸、これは移住定住に関する交流プラザ、そういったものに関しましては、坂本議員の御質問にお答えしたとおり、やはり今後、移住定住にとって大変重要な施設になるだろうと思っております。また、このコロナの中で、言い方を変えると追い風になっているんでしょうけれどもワーケーション、つまり働くこととリゾートといったものを組み合わせた、そういった適地が、やはり笠置ではないかということで関係者もかなり注目していただいております。具体的にはまだ動けてはおりませんが、サテライトオフィスで仕事をしながら、いろいろなリゾートを楽しむといったような、そういう過ごし方ができる町だろうと思っております。

移住定住も先ほど申し上げましたように吉田邸の中に移住定住の窓口を置き、積極的に移住定住に係る相談をさせていただこうというふうに考えております。

経費に関しましては、例えばサテライトオフィスに、今、年間で14万円ほど固定費といえますか、水道、電気、ガス代がかかっております。これに浄化槽の清掃代、約9万円を加えますと23万円、24万円という経費がかかっていると。実際のところこれをペイするためには、サテライトワークスペースの1席、月1万円程度、1年間借りていただきまして12万円、それを2社来ていただくことによって、一応プラスマイナスゼロになるという試算をさせていただいております。

以前、我々の努力の結果、2社がここに年間借りていただいたという実績もございます。可能性はあるというふうに私は思っておりますので、積極的に笠置町としてプロモーションをかけて、こういった施設の有効利用、そして係る経費、コストについて利用者が負担できるような、そういう取組を強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

副町長の答弁、可能性があると。それは、あるからいろいろ改築、改造されてサテライトがあるわけですね。しかし、その活用をどのようなPRでされるのか、私はそれを聞きたいんです。先ほども言いました旧植村邸、あそこの話、町長は中の品物を整理するのに100万円、外壁、屋根の壊れたところを修理するのに100万円ほどかかるという答弁をされていましたね。どうされたんですか。町としてどうされたんですか。私はそういうかかる、かからないは別問題ですよ。本当にやる気があるのかないのか。

そして人口の減少、過疎化。御存じのようにお試し住宅、あそこにもしお試して来られたら、あの現状で住めるとお思いですか、整備されているんですか。そういう点、どのように過疎化に対する対応をお考えなのか、町長にお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問でございます。

まずは植村邸の活用をどういうふうを考えているのかということでございますが、現在のところ、活用の方策が見当たらない。見当たらない以上、税金を突っ込んで特定家電の搬出でありますとか重機とか布団とかがいっぱい残っておるわけでございますから、それを産廃処理する必要がございます、頭の痛いところでございます。何らかの有効活用するようなアイデアがございましたら提案していただければ、住民も含めてですが、そういうことをしていただきましたら、真剣にそれについては検討させていただくということになるかと思っております。

それからお試し住宅、現状のままで住めるのか、入れるのかという御質問でございますが、一応水回り、それから電気設備、浄化槽、その他はきちんと管理されておりますので、お試し住宅については、要望がございましたら、いつでも入れるという形になっております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

お試し住宅については、現状を見られたんですか。あれで町外から来たときに入ると、ここに来てお試しで入りたいという気になるんですか、どうなんですか。

それと、植村邸には全然案がない。そうしたら、なぜ前の山村留学、前町長は山村留学とかいろいろなことを言われました。見栄とか外見張っている場合じゃないんですか。もっとマスコミ等を通じて積極的にPRに取り組むべき問題じゃないですか。このまま放っておく

と、あとは、あそこの建物壊すだけです。その経費はどこから出すんですか。そういう点、しばらく考えてもらって対応してもらいたい。

一番近くの教育委員会が入っていたあの建物、どこの所有ですか。今は産業振興会館に入っていますね。あの建物はどのようにされるんですか。壊されるんですか、どうされるんですか。そういう思案とか、そういうのをどのようなお考えでやられているのか。町長の思案をお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず1点目、お試し住宅は見てきたのかということですが、たびたび見についております。一応台所、風呂、トイレなどの水回りはきちんと整備されております。漏水がありましたが、それも対応は済んでおります。閉めたままになっておりますので、若干ほこりが積もっておるとは思いますが、拭き掃除をすれば十分に、すぐにでも入居可能というような形になっております。

植村邸については誠に申し訳ないですが、どうしたらいいのか分からないと。庁内でも議論しているところですが、壊すのにお金がかかるだけ、裏が急傾斜地だというのは中央公民館も同じでして、中央公民館も現在、町の直轄の管理となっておりますが、そもそも裏が急傾斜地やということで移転したという経緯がございますので、いつかの段階で取り壊すという形になるかと思えます。現在、倒壊の危険性まではございませんので放置してありますが、管理だけは一応しておりますので、その点は御了解いただければと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

いろいろ建物、公民館、いろいろもらっておりますけれども、その対応については十二分に検討してもらって、考えているだけ、分からないでは困るんですよ。行政は不可能を可能にするのが行政でありますので、前向きに検討してもらいたい。その点、町長どのようにお考えなのか。

それと同時に、同じ建物で産業振興会館があるんですね。そこの玄関がまだ壊れていますね。どうなんですか。最近続いているでしょう。いつ直されるんですか。それやったらそれ相応に、保険が下りないから保険の交渉でと、他人任せですか。もし自分の家やったらどうなんですか。そのぐらい放っておかれるんですか。

また、あの敷地内にある看板、商工観光課としてどういようにお考えなのか。見られたことがありますか。敷地にある看板、何て書いてあるんですか。町長、お答えしてください。看板ですよ。それと同時に振興会館の壊れたやつ、いつ直されるのか、はっきり答弁願います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 振興会館の看板については、私了知しておりません。どの看板なのか、看板がいっぱいあるのでよく分からないんですが、一つ事故の件については、いつまでも放っておけないので保険会社のほうと交渉しまして、見積りを出してもらって、取りあえず直してくれということで設計作業に入っているのかなど。保険が下りるまでに処理してもらうということでお話しはできているというふうに報告は聞いております。詳しい日程、いつから着手して、いつ終わるのかというのまでは今すぐお返事できないわけですが、その辺は御了承いただきたいと思います。

看板については何の看板なのか、ちょっと教えていただければありがたいと思います。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。町長にお聞きしたかて分からないと言われますね、看板。皆さん御存じですか。駅降りて、観光産業をやっついこうとする町が、看板の壊れたまま、そのままに置いてありますね。場所が分かりませんか。桜の木のところにあるでしょう。だるまのような形をした看板ですよ。

しかし、そういうことをはっきりと、町長は分からなくても担当課があるわけでしょう。まして産業振興課、そういうところにどのように指導されているのか。前回もお話ししましたね、産業振興会館については。あの石垣にあった絵巻はどうなったんですか。一応保管されて、笠置山の上に置いてあったですね。今はどこに置いてあるんですか。ほかすんですか、ほかさないんですか。やるんですか、やらないんですか。中途半端なやり方やったら、今度は行政にも差し支えするので、やめてもらいたい。そういう点どうですか。町長、返答願います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。壊れた看板というのが、確かに産振に駅から上がるころの通路といいますか、坂の上のところにあったのは承知しておりますが、今どうなっているのか、ちょっと私記憶にございません。気づいておりませんでした。ちょっとまたそのうちに確認させてもらいたいと思います。

それから、絵巻については何度か見てもらったんですが、どうもあの状態で復旧するのは無理やろうなということなので、最終的には廃棄することになるのかなというふうに聞いております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員に申します。絵巻の件はこのところには入っていないんですよ。だから答弁できる人が、ここは多分商工観光課になると思うんだけど。産業振興会館についても、あそこは所管は商工観光課なんです。

どうぞ、副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱（青柳良明君） 産業振興会館に係る御指摘の点でございます。

まず、玄関の工事といいますか、京都銀行さんが車を引っかけられて壊されたというところに関しまして、最新の情報として私どもに入っているのは、6月中に工事に入り、6月中に復旧するというふうに今工事日程の概要が出てきておりますので、そのとおりにやっていたきたいというふうに強く申し入れをさせていただいております。

それから絵巻に関しましては、先ほど町長申しましたように、既にかかなり劣化をしており、それをそのまま活用することというのは大変難しい。既に傷みが激しく、そういったものを改めてどこかにつくるということはもう困難であると考えておりますので、廃棄という前提で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 産振の件について町長に質問するんですけども、これ町長が分からなかったら細かいことは各担当に指示して説明してもらった方がいいんですよ。産振にある水深、あそこ表示されていますね。だから前回のときに私は言いました。北部区はどの位置にするねん。有市区は上有市はどこまで来るんだと、その表示はどうなっているのか。それと同時にマップの更新を私は提案してお願いしたんです。いつできるんですか。都合によれば4月、京都府からの指示で返答がないどうこうと回答されています。町長、違くないですか。前のときは印刷に入っているというような発言もされていますよ。今どこまで進んでいるんですか、マップは。まして梅雨時でも警報が出るぐらいの時代ですよ。その点、そういう対応について、行政は、答弁されているのと実際に行われているのは全然違うやないですか。どうなんです、どこまで進んでいるんですか。そして、いつ町民にそれを配布されるんですか。日時を明記してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の今のハザードマップの件に関しまして答弁させていただきます。

ハザードマップにつきましては、令和2年度からの繰越しをさせていただきまして、現在、製本できる、8月中には出来上がる予定で進めております。うまくいけば9月の各戸配布のほうで、それぞれ皆さんに配らせていただけたらと思っているんですけども、ちょっと納品等の都合で、ずれる可能性もあるかもしれませんが、できるだけ9月の各戸配布で入れさせていただきますたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

町民の安心安全についてお聞きします。

この前の席でも防犯カメラの設置、お願いしたと思うんです。どこまで一応進んでいるのか、やられないのか、町で設置されている防犯カメラは何台あるのか。

これ、やはり町民の安心・安全のためです。それで、この前水害のとき、上有市区の田に土砂が入りましたね。あれ予算を組んで撤去されました。そのとき有市区の蔵谷川の河川敷、土石流がたまって、いっぱいになるということをお願いして、検討するという形で令和2年度中にやるという答弁をもらいました。

それで、橋の下流はやってもらいました。橋の上流5メートル、なぜ残してあるんですか。その基準はどこにあるんですか。その点、町長にもお願いして、残っていますので、これは町長の責任、検討すると言われたのが、橋の上流5メートルを残して検討されるという回答ですか。また災害が起こってくるじゃないですか。あまりにも言われることとやられることが中途半端じゃないですか。こういう災害のときに初め工事して、途中7割まで工事して、あと放っておくんですか。ほかの場合。そういう基準はどのようにしてやられているのか、答弁をお願いします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

蔵谷川のしゅんせつにつきましては、令和2年度からの繰越事業ということで、蔵谷川、それから水晶谷川、西畷川の3川のしゅんせつ事業ということで事業を実施させていただいております。

議員おっしゃるように橋の上流側、まだ一部残っておるということですので、それにつきましては令和3年度の予算を確保しておりますので、繰越事業終了後、整理した後に随時事業を実施していきたいと考えております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

繰越予算とか令和3年度と聞いているんじゃないですよ。災害のとき、起こったとき途中でやめて、行政は放っておくんですかということを知っているんですよ。なぜ緊急に補正予算でも組んで、なぜ対応されない。ダンプで言ったら10トン、1台ぐらいですよ、残っているのは。どこをどのようにして、どの基準でそれをやめられたのか、それを聞きたいんですよ。予算がなかったら駄目なんですか。上有市区の水田、土砂が流れた。あれは緊急に組まれて90何万円ほど予算が出たはずですよ。しかし、蔵谷のあれに対しては予算が出たんですか。同じ災害でもどのような基準で差別されるのか、その点どうですか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

差別をしているのかということですが、差別をしているつもりはございません。3河川のしゅんせつで250万円という予算をさせていただいておまして、まだ繰越事業については6月末まででやっております。蔵谷川につきましては、繰越事業のほうは終わっておりますけれども、先ほど答弁させていただいたように、この繰越事業が終わった後に整理をさせていただいて事業をさせていただくと、令和3年度で確保した予算でさせていただくということでございます。

それから、災害災害と言われますけれども、蔵谷川については土砂が堆積したということがありますけれども、災害ということでは認識をしております。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。今の答弁ですが、私理解に苦しむんですけどもね。なぜ途中でやめられたのか。仮に河川じゃなくして土砂崩れやったら、途中までやって、それでやめておくんですか。その次の追加工事のためには、重機の搬入等の準備にもまた経費がかかるんですよ。日数にして半日もかからないような工事を、なぜ途中でやめられたのか、私はそれを聞きたいんですよ。予算どうこうじゃないですよ。そういう誠心誠意ある回答が私は欲しいんですよ。どうなんですか。現場を見られたことはありますか。どうだったんですか、あれ。なぜ残されたのか。

区並びに我々も一応お願いしたんですよ。検討すると、町長の検討ですよ。あれが検討された結果の状態ですか。建設産業課長はどう思いますか。あれは検討された結果の現状ですか。どうです、お答えください。

議長（大倉 博君） 松本議員に申します。

先ほど言ったように産業振興会館とか絵巻の件とか、今の件もこの質問書に入っていない、関連質問は駄目ですよと言っているんですよ。だから答弁はしてもらっていますが、その辺のところよく考えてください。

建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどからも説明させていただいておりますように、今回については3川、3つの河川のしゅんせつということで事業をさせていただいています。その中で調整をさせていただいた中で事業をやっているということですので、ちょっと橋の上、残っておるところはありますけれども、それについては、また令和3年度の事業で対応させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

議長から、こういう産業振興会館とか土砂は書いていないと発言されていますね。しかし、私は安心安全と書いてあるんですよ。そのときに私は説明を聞いているんですよ。何が書いていないんですか、読まれたんですか、これを。安心安全、町民のためと書いてあるでしょう。だからその安全のために私は聞いているんですよ。

議長（大倉 博君） それは関連になるから、具体的にここに書いてくれと言っているんですよ。答弁する側も用意しなければならないので、その辺のところ、よろしく願いします。

2番（松本俊清君） それはおかしいじゃないですか。出したときに、前にあるんやったら、そういう点は聞かれたらいいんじゃないですか。

私の言う発言については、いつも議長は言われますね、書いていないと。安心安全ですよ、町民の。それは安心安全じゃないんですか。産振の町所有の建物、あれはないんですか、そうじゃないですか。どういう見解でそういう発言をされたか、説明してください。

議長（大倉 博君） 松本議員、次に書いてある質問を言ってください。今、ハザードマップが終わりました。次の質問をどうぞ。ここに書いてあるとおりのことを言ってください。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ここに書いてあるということですが、私の字ですか。そんなこと言うんじゃないですよ、何も。次に説明してくださいと。何を言われるんですか、議長。もう少しある程度考えてもらいたい。それでいいんですか。これで後の質問せいと言われたかて、全然やる気もありません。

せんよ、そういう議事の進行だったら。

もうこれ以上言うたかて、議長、同じですので、私は最後に言うときます。振興会館またはいこいの館、町長が公の場で発言されたこと、即実行してもらいたい。マップでもそうでしょうが、何ができたんですか。公の場で言われた以上は、行動は徹底してやってもらいたいと思います。

これ以上言うても、そういうことで拒否されるんだったら、質問はやめておきますよ。以上です。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第2、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。

いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

5番（坂本英人君） いこいの館運営対策特別委員会の報告を行います。

本委員会は、5月18日に町長、副町長、関係職員の出席を求め、1つ目に、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場にいこいの館を活用することについて、2つ目に、役場第1庁舎耐震工事期間中における執務室の一部移転について、3つ目に、いこいの館の再建に向けた進め方について、4つ目に、元指定管理者に対する裁判の現状について説明を受けました。

1つ目の新型コロナウイルス感染症に対する65歳以上の集団接種については、当初、いこいの館の2階を使って行うとされていましたが、階段の上り下りの負担やエレベーター利用時の3密回避のため、2階での接種を取りやめて1階に変更したことや当日キャンセル時の対応等の説明を受けました。

65歳以上の集団接種については、1回目の接種を既に5月23日に実施をされ、伊佐治先生、看護師の方々、いちい薬局の方々の御奮闘と役場職員の皆さんによりまして、事なくスムーズに終了したことをお聞きしております。住民の方からは感謝の声も耳にしておりますので、併せて御報告させていただきます。

高齢者向けの2回目の接種が次の日曜日に、また65歳未満の方の接種が来月に2回と、まだまだ御苦勞をおかけしますが、無事に終了するように頑張っていたきたいと思います。重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

次に、2つ目の役場庁舎耐震改修工事に伴い、役場の執務の一部をいこいの館の2階に移転する旨の説明を受けました。

移転は6月19日、20日にされ、21日から一部の執務をいこいの館2階で行われますが、この間のいこいの館の運営はどうなるのかということが委員から質問されました。これについては、3つ目の課題にも関連しますが、執行部からは、昨年はコロナ禍ということもあり、議会と話し合う機会を設けることが難しかった。耐震工事が終了する来年3月までにいこいの館を通常運営することはできないからこそ、今しっかりと行政と議会、そして住民の方と話し合っていきたいという答弁でありました。

3つ目は、いこいの館の再建に向けた取組の説明を受けました。

内容は、いこいの館の現状は、廃止が相当であること、売却は地方創生交付金が投入されていることから財産処分の制限がかかること、また、起債を一括償還しなければならなくなること等の理由から、売却は難しい。直営か指定管理という縛りの中で民間をどう活用するか検討が必要であるということ、京都府とのワーキングで施設改修や運営のシミュレーションを検討していましたが中断し、再開のめどがなく結論が出ていないことなど、厳しい現状ではありますが、いこいの館が町民に愛され、町民の利益となる運営を目指し、そのために必要な公的負担を求めるのであれば、いこいの館経営検討委員会報告書に基づき、町民を交えて検討の場を考えていくべきだといったものでした。

いこいの館は町民の財産であり、町民との利活用を考えていき、ほかにはない魅力を出し、町の活性化の起爆剤となるように考えていきたいとのことでした。

委員からは多数質疑が出ましたが、本件についてすぐに答えが出るものではありませんので、今後においては定期的に委員会を開催し、いこいの館の将来について行政とともに取り組んでいくことを決定いたしました。

最後に、元指定管理者に対する裁判の現状をお聞きしました。この件については、現在裁判中であることから委員会を非公開とし、本日の報告は控えさせていただきます。

以上、いこいの館運営対策特別委員会の閉会中の継続調査の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、一部事務組合議会議員報告を行います。

相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本臨時会は、令和3年6月2日水曜日、午後2時から大谷処理場会議室におきまして開催

されました。

最初に、代表理事挨拶並びに業務報告がありました。

し尿処理の状況につきましては、し尿等の搬入量は下水道の進捗により年々減少し、大谷処理場基幹的設備改良事業が令和元年、令和2年度で実施をし、4月から新施設で運用開始しており、運転維持管理業務は京都南部環境事業協同組合に委託をしているとのことでした。

消費生活センターにつきましては、令和2年度の相談件数は606件で、前年度比57件の減で、一番多い相談内容は、特定消費料金の滞納などの支払い不明の架空請求関係が68件、新型コロナウイルス感染症関連の相談件数が48件とのことでした。

休日応急診療所につきましては、令和2年度の受診者数の実績は437人で、前年度比635人の減とのことでした。

相楽会館につきましては、貸室は大ホールのみで、令和2年度の実績が1,234人の利用であり、前年度比1,205人の減とのことでした。

ふるさと市町村圏振興事業につきましては、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱に基づきまして、5市町村に総額300万円を交付したとのことでした。

広域圏事業の今後の在り方検討会につきましては、今後、相楽会館の廃止に伴い、現状維持、耐震改修、現地改築、移転改築、既存施設への移転複合化の比較検討に当たり、建築等に関する専門的な見地からの指導助言やコスト算出を行うため、相楽会館改築等計画策定業務の委託に当たり、入札に向けて手続中とのことでした。

この臨時会は、本組合が構成する市町村のうち、3月に和束町議会で、5月には木津川市議会で委員改選が、5月には精華町議会選挙が行われ、本組合議員の改選が行われたことにより、現在、議長、副議長が不在になっておりましたので、まず議長選挙が行われました。選挙は指名推選により、南山城村村議の梅本章一氏が選出されました。会議録署名議員の指名につきましては、木津川市議の谷口雄一氏、炭本範子氏で、会期につきましては6月2日、1日間に決定いたしました。

次に副議長の選挙が行われ、副議長の選挙につきましても指名推選により、木津川市議の森本隆氏が選出されました。

その後、議会運営委員会委員の選任が行われ、委員長に南山城村村議の山口亘氏、副委員長に木津川市議の西山幸千子氏が選任され、同意案件が1件提出されました。同意案件につきましては、相楽郡広域事務組合監査委員に議会のうちから選任する監査委員として、精華町議の三原和久氏を選任したいので議会の同意を求めるもので、全員賛成で同意をされました。

以上で令和3年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽中部消防組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 相楽中部消防組合議会臨時会の報告を行います。

令和3年第1回相楽中部消防組合議会臨時会の報告を行います。

本臨時会は、令和3年6月2日水曜日、1日の会期で開催されました。

まず、議長及び副議長の選挙が指名推選で行われ、議長に木津川市選出の森本隆議員が、副議長には笠置町選出の大倉博議員が選出されました。

また、議会運営委員、相楽中部消防組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員、相楽中部消防組合表彰審査委員会委員及び相楽中部消防組合監査委員が選任されました。監査委員には、和東町選出の岡田泰正氏が選出されました。

次に、議案等の審議が行われました。承認案件は、令和2年一般会計補正予算の専決処分承認を求める件として、府補助金のきょうと地域連携交付金で、当初予算で計上されていた事業のほかに消防車両整備事業と消防装備等整備事業、救命救急士及び専門知識の養成事業等の追加事業を申請したところ認可されたため、一般会計予算の補正が生じたことで、全会一致で承認されました。

また、令和3年度一般会計補正予算の専決処分承認を求める件に上程されました消防本部新庁舎建設工事建築等設計業務委託事業について、令和2年度から令和4年度までの債務負担行為の設定をされていましたが、一般競争入札が中止となったため再入札の実施がされたことにより、令和3年度に一般会計予算の債務負担行為の設定を改めて行う必要が生じたことによる専決処分でありました。こちらは賛成多数で承認されました。

次に、加茂高規格救急車の買入れについて、京都トヨタ自動車株式会社から高規格救急車を購入するに当たり、相楽中部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもので、賛成全員で可決となりました。

また、広報指令車事故による損害賠償と和東高規格救急車事故による損害賠償に関して、専決処分が行われたことが報告されました。

以上、令和3年第1回相楽中部消防組合議会の臨時会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、山城病院組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 山城病院組合議会は臨時会が4月15日と6月3日の2回行われていますので、1回目の4月15日、令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第1号）について、損害賠償額に伴う収益的収入及び支出予定額を補正、挙手全員で可決

されました。これが4月15日。

続きまして6月3日、議長、副議長の選挙が行われ、議長に南山城村の廣尾正男議員が議長に当選しました。続きまして、木津川市の高味孝之議員が副議長に当選されました。

日程第7、議会運営委員会の委員の選任について。

日程第8・9、監査委員の選任について、木津川市の森本茂議員、和束町の畑武志議員の監査委員の選任を求め、原案のとおり同意されました。

日程第10、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について、産後検診料について、診査内容の見直しに伴う所要の改正について、挙手全員で可決されました。

以上で報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 令和3年第1回加茂笠置組合議会臨時会の報告をいたします。

去る5月27日午前10時より木津川市役所において、この日1日を会期として開催いたしました。

主な議題日程は、木津川市会議員選出の加茂笠置組合議会議員の改選に伴う議長の選任、議運委員の選任等です。

木津川市会議員から改めて、次の7人が加茂笠置組合議会議員に選出されています。兎本議員、酒井議員、高岡議員、炭本議員、西山議員、柴田議員、河口議員です。

議長には、河口木津川市会議員が選任され。議運の委員には、改めて酒井木津川市会議員、西山木津川市会議員の2人が選出されました。その後、議会を休憩とし議運を開き、議運での互選の結果、酒井木津川市会議員が議運の副委員長に選任されました。続いて、議会を再開し、兎本木津川市会議員が監査委員に選任されました。

また、議会閉会后、管理道対策委員会の木津川市会議員選出の委員と委員長の選出をし、改めて、兎本委員、高岡委員、炭本委員、西山委員、柴田委員の5人が選出され、炭本委員が委員長に選出をされました。

以上で令和3年第1回加茂笠置組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） これで閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり委

員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(大倉 博君) これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、6月13日をもって任期満了により御退任されます青柳副町長から発言の申出がありました。これを許します。副町長。

副町長兼商工観光課長事務取扱(青柳良明君) ただいま議長のほうから、このような場で退任の御挨拶をさせていただき、大変名誉で貴重な機会をいただきました。議会の皆様方に改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

ちょうど平成29年4月に笠置に寄せていただきまして、丸4年と少しがたちました。何も知らないままこの町へ来て、一体何ができるんだろうと不安もありましたけれども、笠置という町の美しさ、四季折々の美しさ、そして様々な行催事、町民の方々の優しさ、そして議会の皆様方の本当に心温まる様々な御指導、そして笠置町職員全員が何よりも支えていただきまして、私の不安は吹っ飛びました。

この町が限界自治体を迎えた、65歳以上の高齢者が50%を超えたときに京都新聞のほうで書かれた記事がございました。あの記事の中で、限界自治体だから諦めるんじゃない、それこそ今後日本が迎える様々な困難を先取りしている先進地として、笠置はモデルを示せるんだということを、その当時の記者さんに書いていただきました。私はまさにそのとおりだと思います。まだまだ笠置には強みがある、チャンスがある。それを最大限に活かすことによって遅れている、あるいはもう駄目だと言われているような、そういう小さな自治体であったとしても、日本を救う大きなヒント、大きなきっかけが必ず出てくると、私はこの4年間ここで学ばせていただいて確信をいたしました。

先日、職員研修をさせていただきました。階層別研修、ほぼ全員の職員と最後の対話をさせていただき、その中で今後5年あるいは10年の先を見たときに、笠置にどんな強みがあるのか、どんな弱みがあるのか、どんなチャンスが訪れるのか、どんな脅威が訪れるのか考えてみようじゃないかということで、職員のみなどと考えました。そのとき笠置町の職員、

捨てたもんじゃないなど、私は後をしっかり任せられるそういう後輩、あるいは職員が育ちつつあることを大変うれしく思いました。5年後はこうだろうと、そして5年後の自分はどうなっているだろうということもしっかりとビジョンとして描ける、そういう職員がいるということは、町の人たちとしっかりかみ合って、議会の皆様と一緒に切磋琢磨して、この町をこれ以上よりよくできる、まさに2周、3周遅れかも知れませんが、トップランナーとして走れる、そういう状況がつかれるというふうに、心からそう感じました。

4年前のことを思い出しますと、いろいろ今大倉議長が後ろにいらっしゃいますけれども、火中の栗を拾いにきたようなもんだなと言われて、火中の栗、何かよく分かりませんでしたけれども、でも拾わなければ食べられない、そういう栗だなと思ひまして、おいしく栗をいただきました。確かに多少はやけどしたかもしれません。でも、その栗のおいしさ、その栗から得た苦味、教訓といったものも私はしっかり覚えています。これを、これからは笠置を離れますけれども、永遠の笠置ファンとして、何かがあれば笠置をしっかり応援したい、笠置町の皆様にエールをしっかり送りたい、そして議会の皆様、職員の皆様に感謝の気持ちを込めて、これからも応援をさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

言葉に言い尽くせないぐらいいろいろなことがよみがえってきました。ただただ本当に感謝の気持ちしかございません。テレビを御覧の町民の皆様に対しても、本当に優しく接していただき、町民の皆様方がこの町の中で、こんなにも元気に様々なことをされている。これが本当に限界自治体なのかなというふうに疑うぐらい生き生きと様々なことをされて、にこやかに過ごされている、本当に癒されました。誰一人分け隔てなく交流し、そして誰一人取り残さないという強いお気持ちを皆さんが持つておられるということも心強く感じました。こんな町はそうたくさんないなと思って、ここで働けたことを本当に名誉に思います。光栄に思います。感謝の言葉しかありません。本当に4年間ありがとうございました。

これからも笠置町のますますの発展、議員の皆様のお健勝、御多幸、そして笠置町職員のますますの御活躍を祈念いたしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（大倉 博君） 青柳副町長におかれましては4年2か月の間、町政発展に御尽力を賜りました。御退任後も健康に留意され、笠置町発展のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで会議を閉じます。

令和3年6月第2回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 由 本 好 史